

第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（原案）  
令和2（2020）年－令和6（2024）年度

---

令和2（2020）年1月15日時点



## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	3
4 計画の策定方法 .....	4
<b>第2章 四條畷市の子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 社会的な状況.....	5
2 ニーズ調査からみられる現状 .....	14
3 第1期計画の進捗状況 .....	23
4 課題のまとめ .....	31
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念.....	33
2 基本目標 .....	33
3 施策の体系 .....	36
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>37</b>
1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備 .....	37
2 子どもの権利擁護推進 .....	46
3 親子の健康確保と増進 .....	78
4 家庭と仕事の両立支援 .....	81
5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり .....	83
<b>第5章 事業計画</b> .....	<b>86</b>
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容の設定にあたって ...	86
2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容 .....	87
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容 .....	89
4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保 .....	95
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	97
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>98</b>
1 計画の推進.....	98
2 計画の進行管理 .....	98
<b>参考資料</b> .....	<b>99</b>

---

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化の進行を受け、平成15（2003）年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画の策定を通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立しました。子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成27（2015）年3月に大阪府では「大阪府子ども総合計画」を、本市においては「四條畷市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

また、国においては、平成15（2003）年4月に施行した「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」において、ひとり親家庭等に対する支援を従来の経済的支援中心の施策から就業・自立に向けた総合的な支援へ施策転換し、相談機能の充実や就業支援の強化が図られ、平成26（2014）年10月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、父子家庭を含むひとり親家庭等に対する支援が拡充されました。

これらの動向を踏まえ、本市では、平成17（2005）年3月に「なわてひとり親家庭等プラン（四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画）」を、平成22（2010）年3月には「なわて子どもプラン後期計画（四條畷市次世代育成支援地域後期行動計画）」に「第二次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を、平成27（2015）年3月には、第1期計画に「第三次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を包含し、ひとり親家庭等への継続的な支援を進めてきました。

さらに、子どもの貧困率の上昇傾向を踏まえ、子どもの貧困対策推進の必要性を受け、国は平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。本市においては、子どもの貧困対策に関してこれまで計画としての位置づけはありませんでしたが、教育、ひとり親支援、社会的養護などそれぞれの分野に

において支援に取り組んできました。令和元（2019）年9月には、改正された「子どもへの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが規定されたほか、市町村による貧困対策計画の策定について努力義務が課されました。

このようななか、第1期計画の計画期間が令和元（2019）年度末をもって終了することから、引き続き、「子どもにとっての最善の利益」を確保できるよう、本市が進める子ども・子育て支援施策の基本的方向や目標を示し、取組みを進めるため、第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

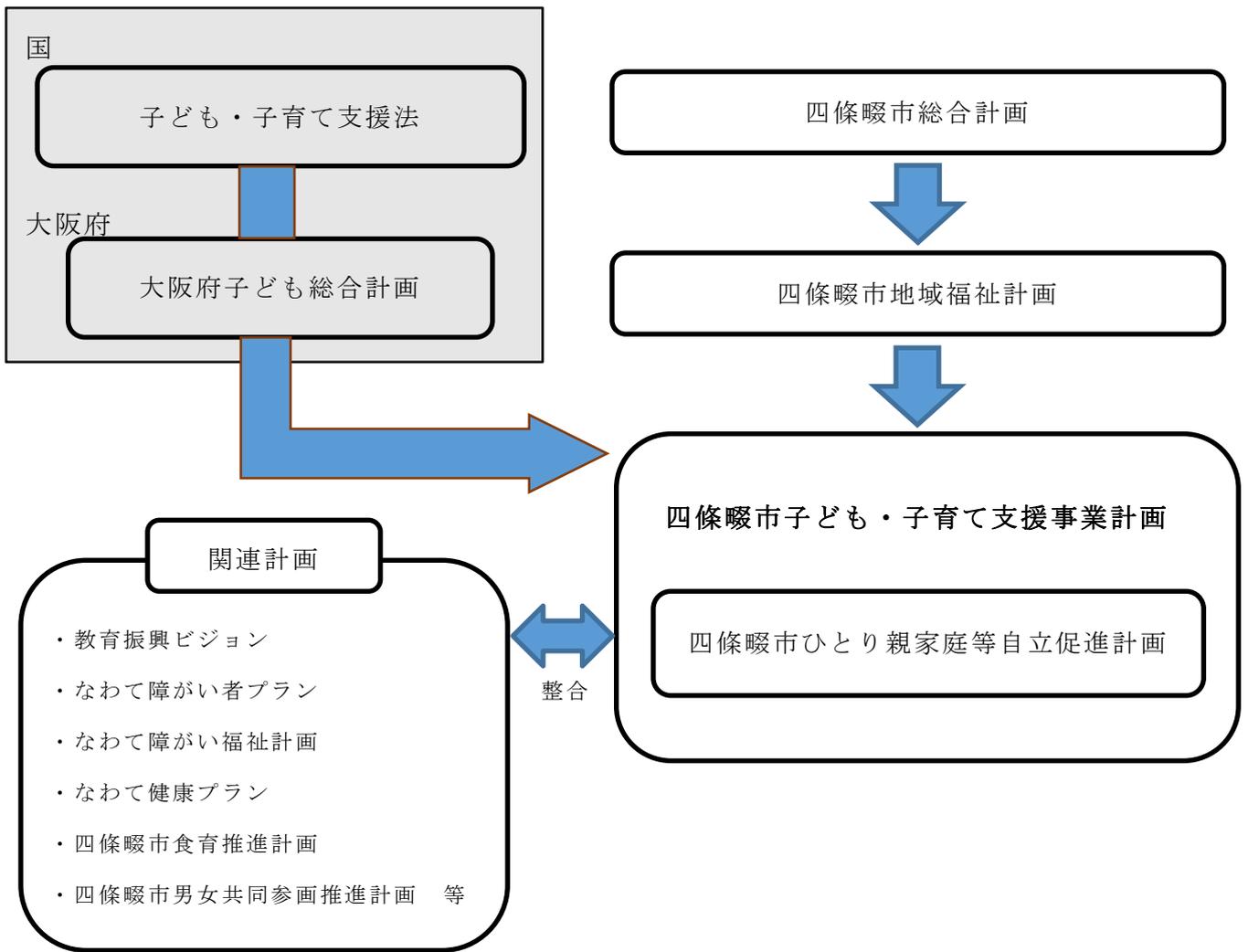
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を包含するものとします。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画として位置づけるほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「四條畷市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。

計画の策定にあたっては、平成30（2018）年3月に策定した「四條畷市子ども・子育て支援アクションプラン」を統合し、市の最上位計画である「四條畷市総合計画」や上位計画の「四條畷市地域福祉計画」、その他の関連する個別計画との整合、連携を図ります。

加えて、「子どもの権利条約」の趣旨に基づき、すべての子どもがその人権を侵害されることなく、その子らしく幸せに生きられることをめざし、子どもの最善の利益を尊重することを謳った「四條畷市子ども基本条例」の理念や考えを踏まえます。

なお、この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとし、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。



### 3 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。社会情勢の変化等に対し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和元年度 ～ (2020年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度) ～
第1期計画	第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画					次期計画

## 4 計画の策定方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下の方法を経て策定しました。

### (1) ニーズ調査による市民の意向把握及びアンケート調査の実施

平成 30（2018）年 12 月に就学前児童の保護者、就学児童の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握することを目的としてニーズ調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算や市民の意向把握に活用しました。

また、第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画策定にあたっては、令和元（2019）年 8 月に市内に在住するひとり親家庭等の方々を対象に本市と大阪府で実施したアンケート調査の結果を計画策定の基礎資料としました。

### (2) 四條畷市子ども・子育て会議及び四條畷市子ども・子育て実務者会議での審議、検討

四條畷市子ども・子育て会議条例（平成 26 年条例第 1 号）に基づき設置した四條畷市子ども・子育て会議及び四條畷市子ども・子育て実務者会議において審議、検討を行いました。

### (3) 意見公募手続（パブリックコメント）の実施

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に、意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

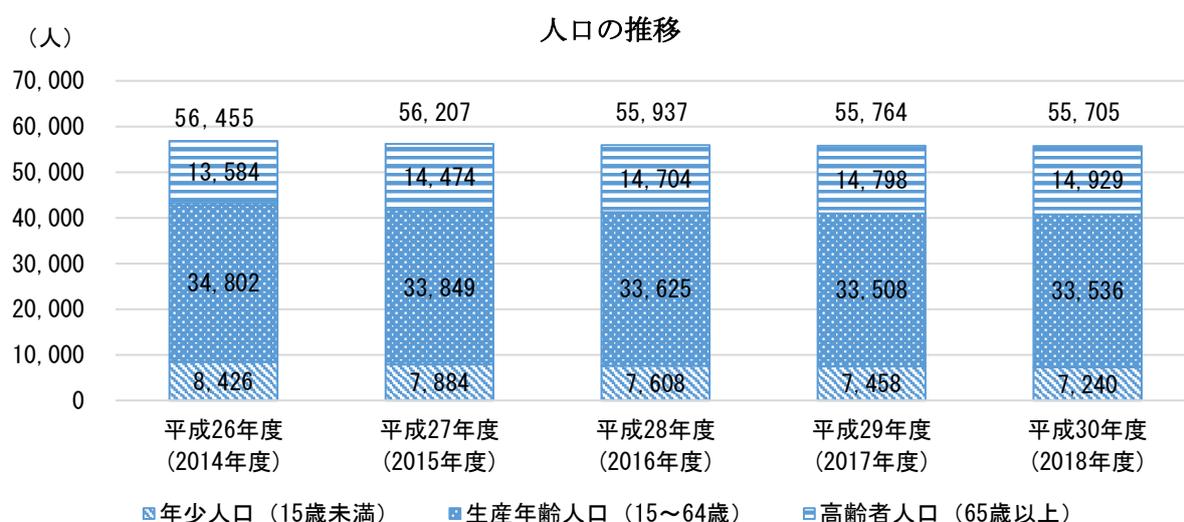
## 第2章 四條畷市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 社会的な状況

#### (1) 人口のまとめ

##### ①人口の推移

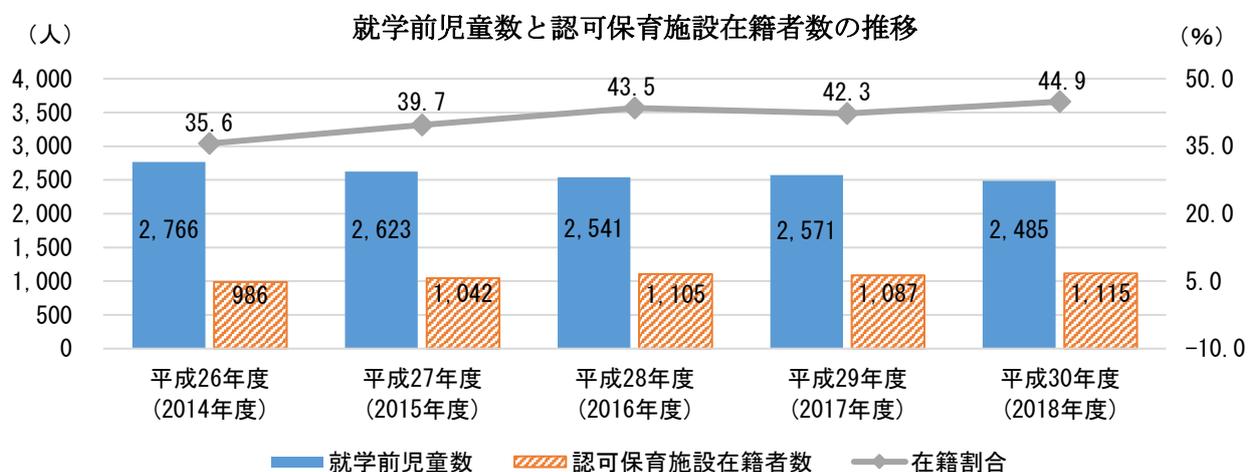
本市の総人口は減少が続いており、年少人口では、平成26（2014）年度と30（2018）年度を比較すると、1,186人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度3月末日現在）

##### ②就学前児童数と認可保育施設在籍者数の推移

就学前児童数は、平成29（2017）年度に一時的に増加したものの、年々減少傾向にあり、認可保育施設の在籍割合は増加傾向にあります。

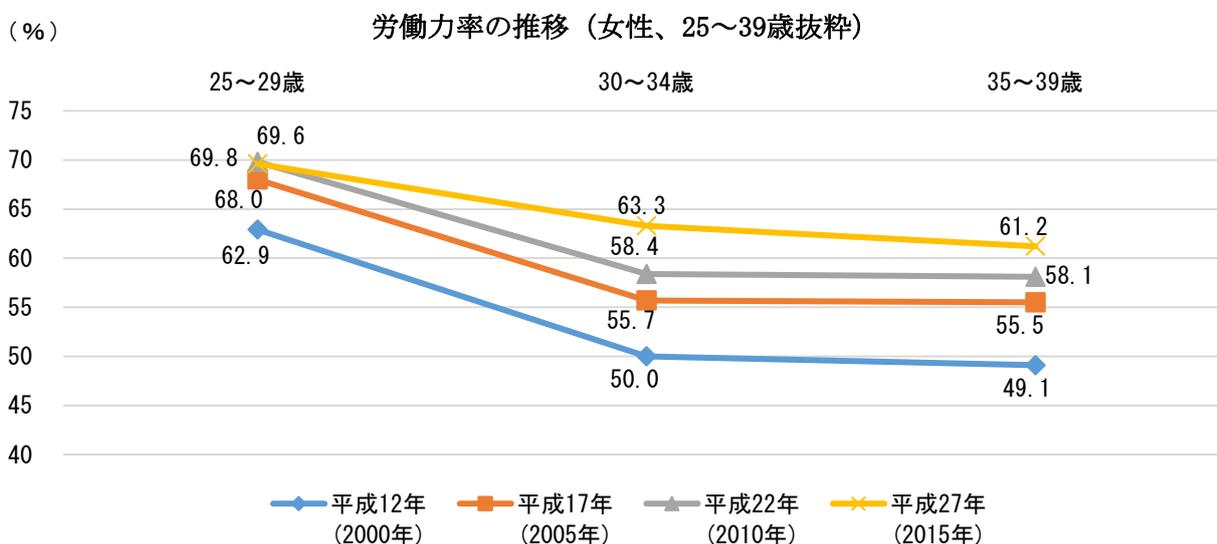


資料：住民基本台帳（各年度3月末日現在）、庁内資料（各年度5月1日現在）

## (2) 就業のまとめ

### ①女性の労働力率の推移

本市における女性の労働力率は、30歳代の出産・育児期に落ち込みますが、調査年を追うごとに上昇しており、働く女性が増えていることが分かります。

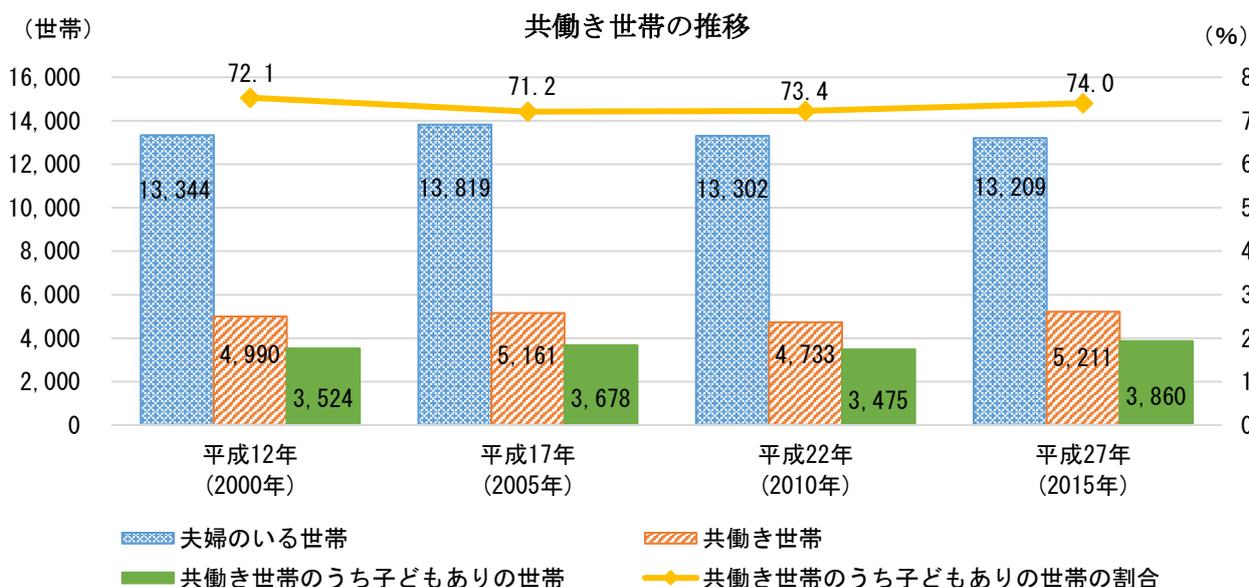


※労働力率 = 15歳以上人口に占める労働力人口の比率

資料：国勢調査

### ②共働き世帯の推移

本市の共働き世帯について、共働き世帯数及び子どもがいる世帯の占める割合は増加の傾向にあります。

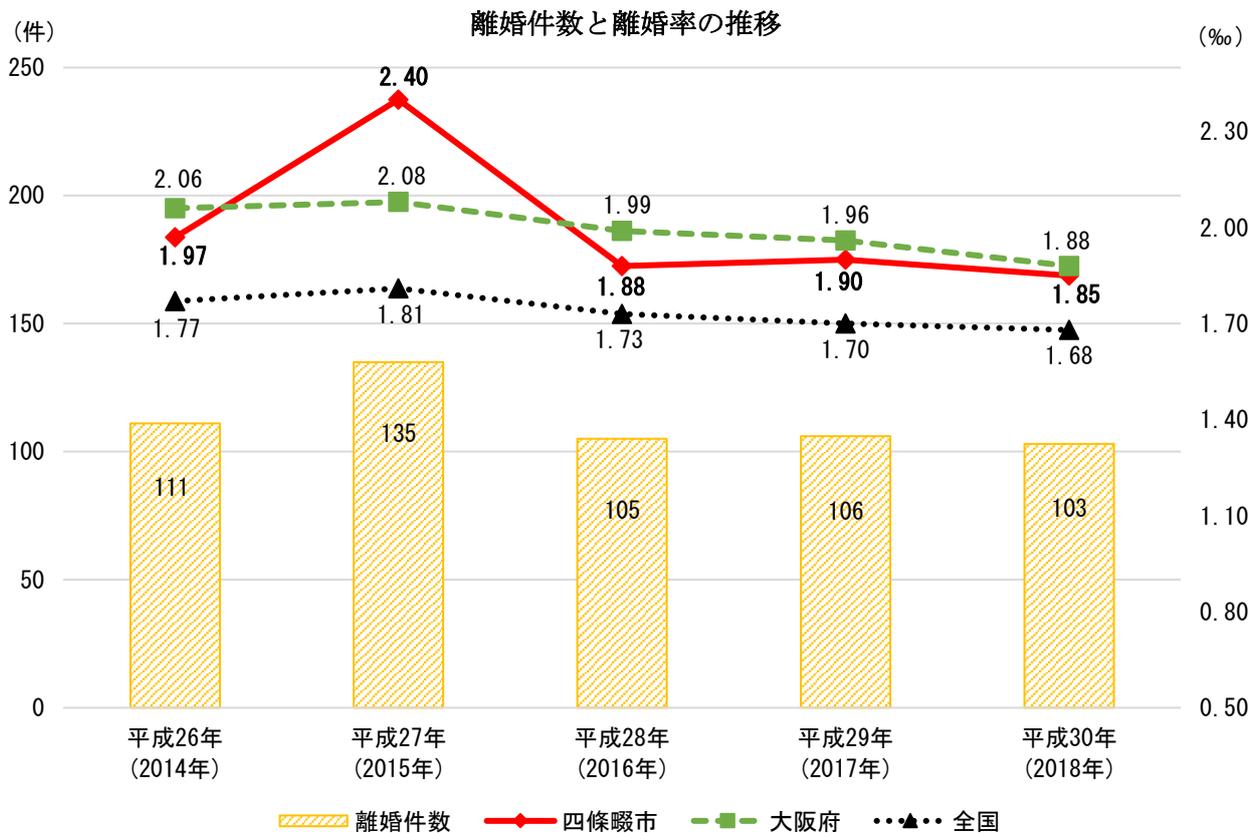


資料：国勢調査

### (3) ひとり親家庭の現状

#### ① 離婚件数と離婚率の推移

四條畷市における離婚率（人口千人あたりの離婚届出件数）は、平成 27（2015）年に 2.4% に増加したものの、平成 28（2016）年に 1.88% と減少に転じ、その後、横ばい状態で推移していますが、平成 30（2018）年では、1.85% と大阪府の 1.88% を下回るものの、全国平均 1.68% と比較すると高い水準で推移しています。



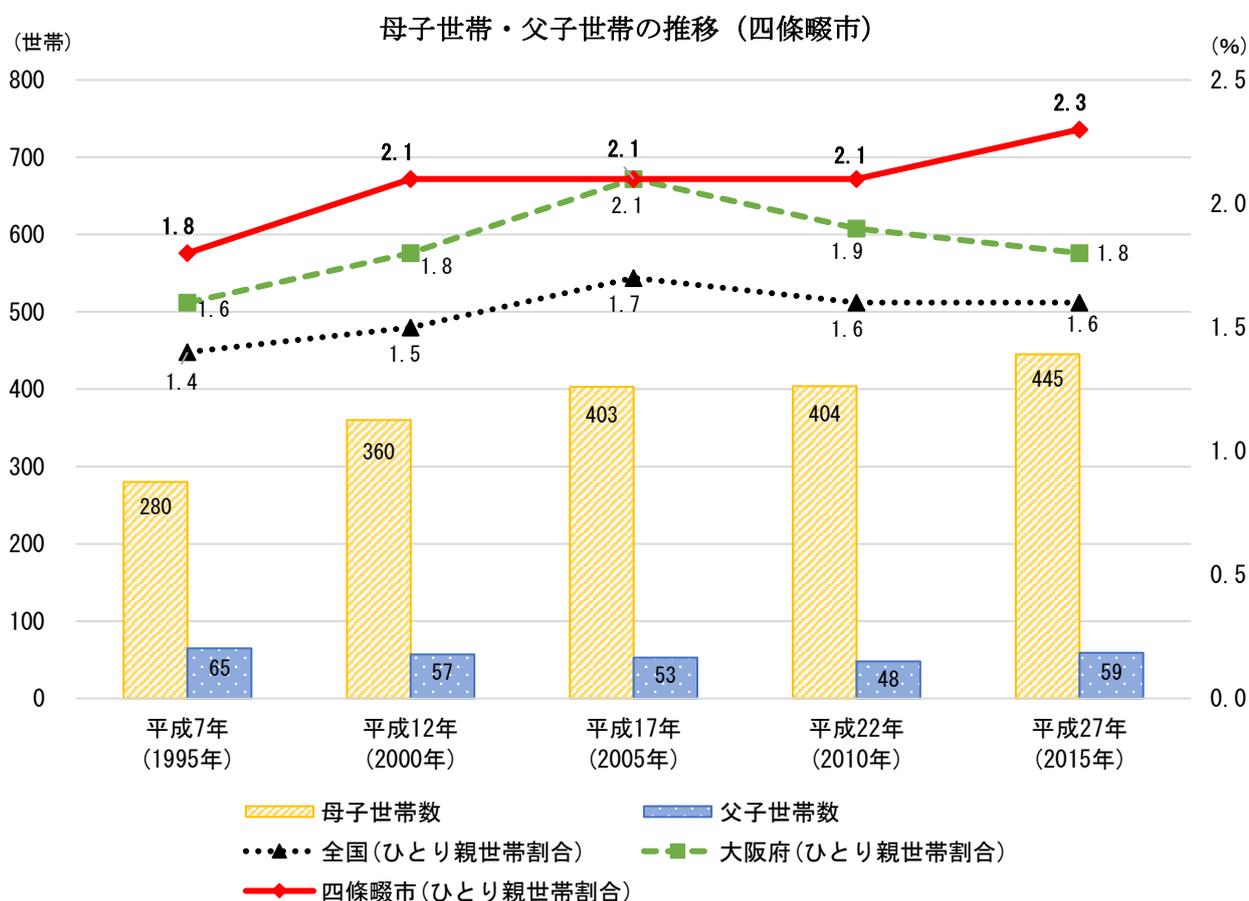
資料：四條畷市統計書、厚生労働省「人口動態統計」

(注) 離婚率：人口千人あたりの1年間の離婚件数

## ②母子世帯・父子世帯数の推移

国勢調査における四條畷市の母子世帯、父子世帯数は、平成 27（2015）年の母子世帯数が、平成 22（2010）年の 404 世帯から 41 世帯増加し、445 世帯となっています。また、父子世帯も 48 世帯から 59 世帯と 11 世帯増加し、総世帯に占めるひとり親世帯の割合は、全国及び大阪府の割合より高い数値で推移し、母子世帯は増加傾向にあります。

なお、この母子世帯父子世帯数には、他の世帯員（20 歳以上の子どもなど）と同居のケースは含まれていないため、児童扶養手当受給者数よりも少ない値となっています。



資料：国勢調査

(注) 母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

### ③児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に、18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童または、20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父子・母子家庭の父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

児童扶養手当の受給資格者数は、年々減少傾向にあり、平成30（2018）年度の全部支給者と一部支給者を合わせた受給者数は482人となっています。

なお、平成30（2018）年8月に全部支給の所得制限限度額が引き上げられたことに伴い、平成30（2018）年度は、全部支給者が増加し、一部支給者は減少しています。

#### 児童扶養手当支給状況

（単位：人）

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
受給資格者	母子家庭	581	588	562	539	510
	父子家庭	47	44	40	38	38
	養育者	3	6	4	4	6
	計	631	638	606	581	554
全部支給者	母子家庭	311	318	294	270	285
	父子家庭	20	13	6	11	13
	養育者	2	4	1	2	3
	計	333	335	301	283	301
一部支給者	母子家庭	231	215	209	209	164
	父子家庭	22	23	24	17	15
	養育者	1	0	0	0	2
	計	254	238	233	226	181
全部支給 停止者	母子家庭	39	55	59	60	61
	父子家庭	5	8	10	10	10
	養育者	0	2	3	2	1
	計(人)	44	65	72	72	72

資料：子ども支援課（各年度3月末現在）

（注）受給資格者とは、児童扶養手当法に基づく支給要件に該当する方で、手当の支給を受けるため認定を受けた方。

全部支給者とは、所得が受給資格者本人の所得制限限度額における全部支給の範囲内の方で、手当を全額受取ることができる方。

一部支給者とは、所得が受給資格者本人の所得制限限度額における全部支給の範囲を超えているが、一部支給の範囲内に収まっている方。

全部支給停止者とは、所得が受給資格者本人の所得制限限度額における全部支給、一部支給の範囲を超えている方。

#### ④ひとり親家庭医療費助成の推移

ひとり親家庭医療費助成制度は、父母の離婚、父または母の死亡等により、ひとり親家庭となった18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童及びその児童を監護する父、母または養育している人が、健康保険証を使って病院などにかかったときの費用の一部を公費で助成する制度で、平成30（2018）年度受給者数は1,315人、助成額が35,392,156円と、年々受給者数、助成額とも減少傾向にあります。

ひとり親家庭医療費助成の推移

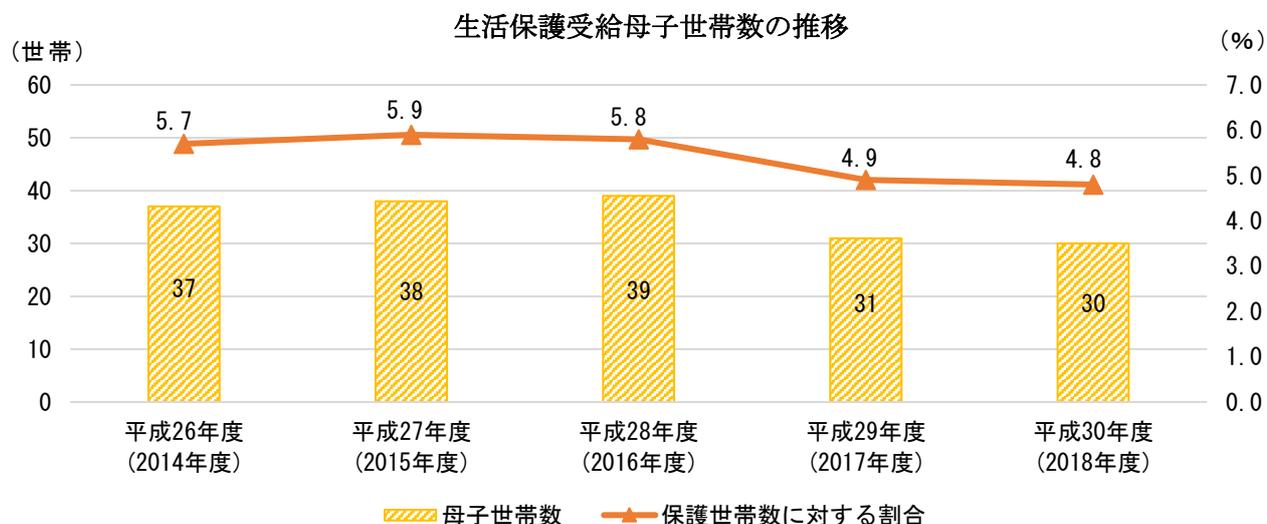
区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
医療証交付件数(件)	617	617	582	551	521
受給者数(人)	1,568	1,547	1,464	1,375	1,315
助成件数(件)	17,754	18,281	16,640	16,090	15,390
助成額(円)	43,840,730	43,565,901	40,435,302	35,953,926	35,392,156

資料：子ども支援課

(注)医療証交付件数は各年度2月末現在

#### ⑤生活保護受給母子世帯数の推移

生活保護を受けている母子世帯数は、平成28（2016）年度の39世帯をピークに減少傾向となり、平成30（2018）年度は、30世帯となっています。



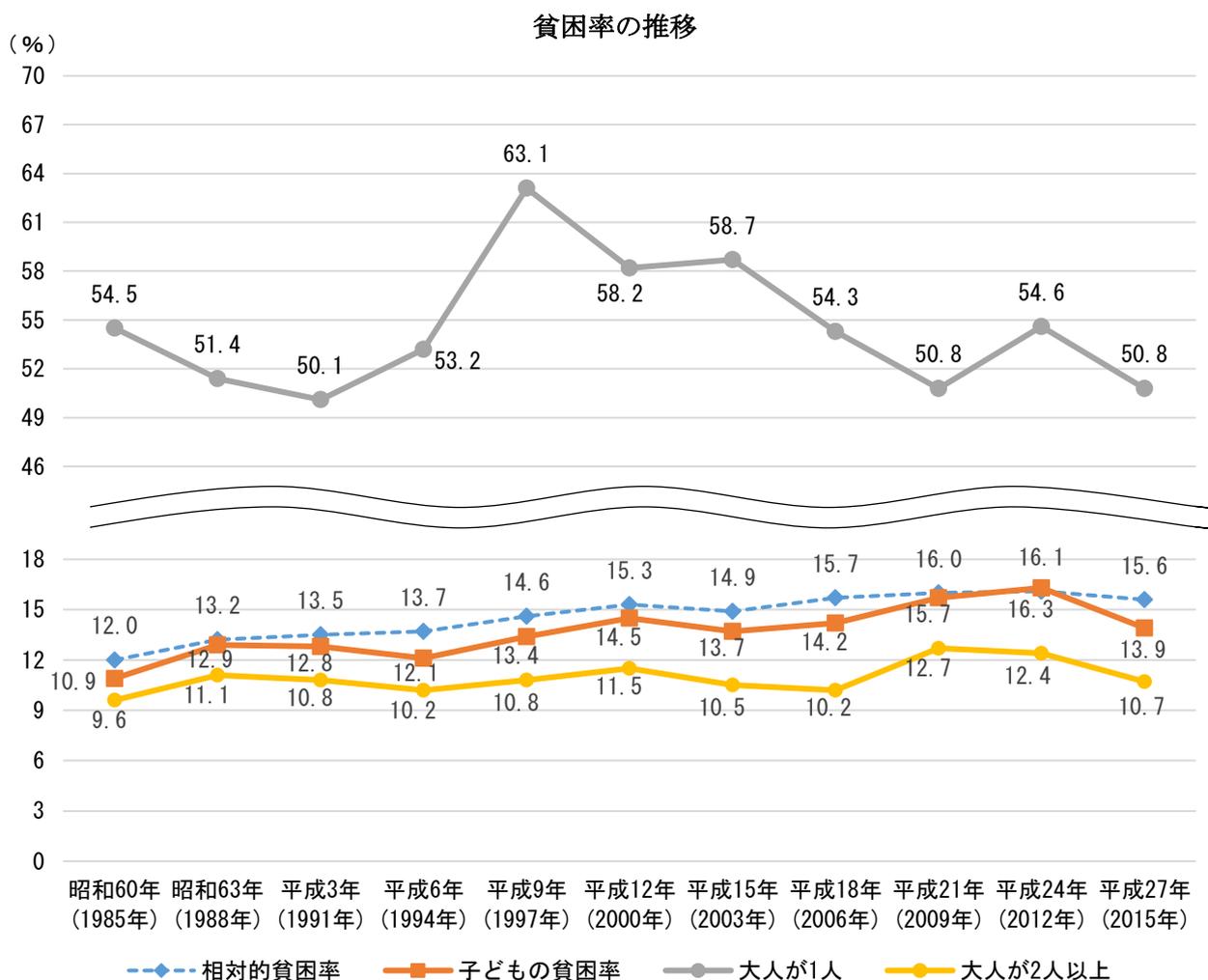
資料：生活福祉課（各年度3月末現在）

(注) 停止世帯は含みません

## (4) 子どもの貧困の状況

### ①国の貧困率の状況

厚生労働省「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率は長期的な傾向として概ね緩やかに上昇し、平成24(2012)年には過去最高の16.3%となり、平成27(2015)年には13.9%と改善したものの、依然高い水準となっています。また、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%と、平成24(2012)年から3.8ポイント減少したものの、大人が2人以上の世帯と比べて40.1ポイント高くなっています。

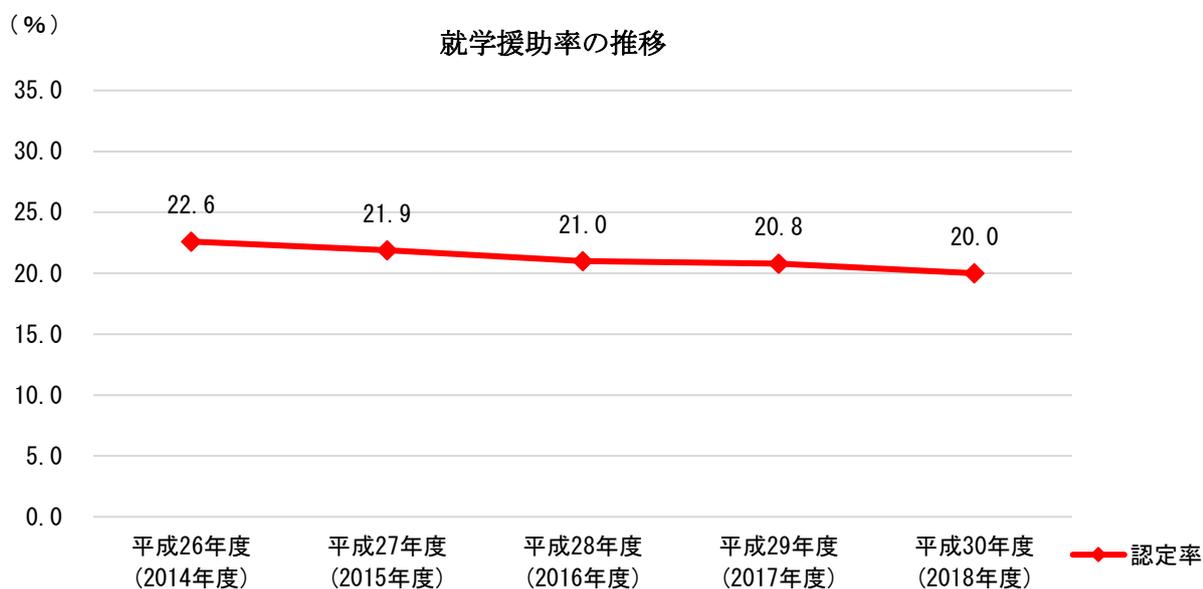


(注)

1. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの。また、子どもの貧困率とは、子ども全体に占める等価可処分所得の中央値の半分に満たない子どもの割合。
2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたものである。
3. 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
4. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

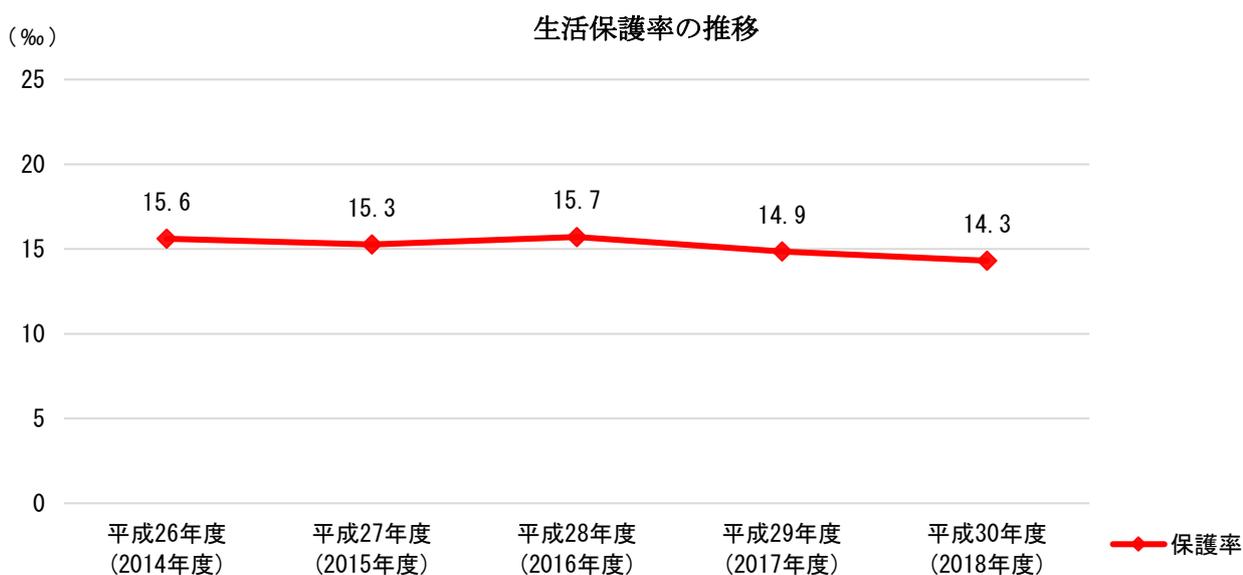
## ②就学援助率の推移

本市の就学援助の認定率は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、ほぼ横ばいの状況が続いています。



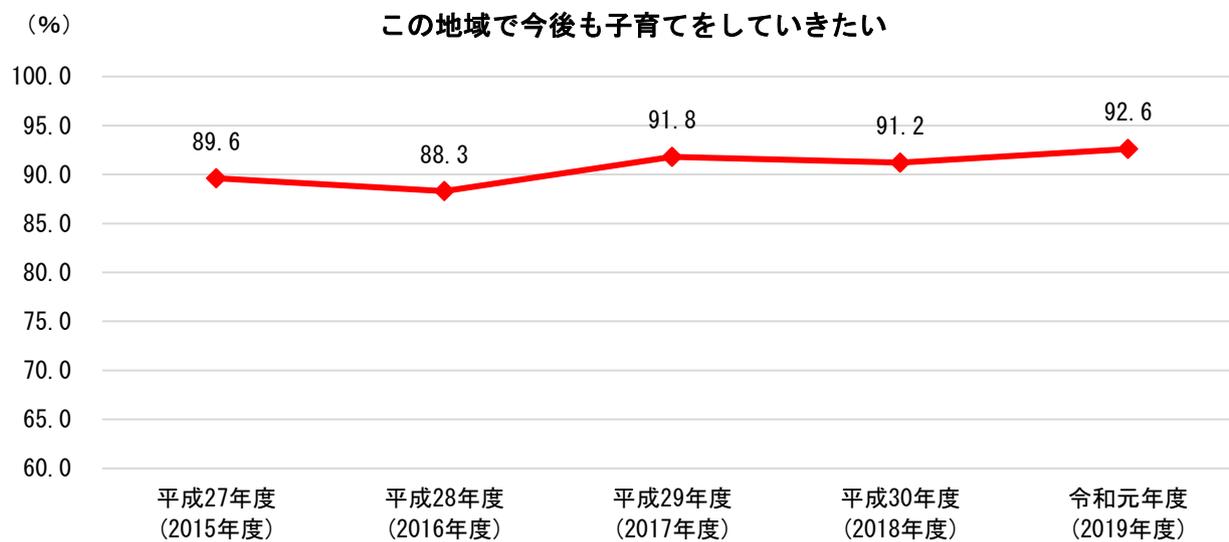
## ③生活保護率の推移

本市の生活保護率は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、ほぼ横ばいの状況が続いています。



## (5) 満足度

乳幼児健診時のアンケートによると、この地域で今後も子育てをしていきたいと答えた人の割合は、増加傾向にあります。



資料：保健センター（各年度3月末時点※令和元年度は9月末時点）

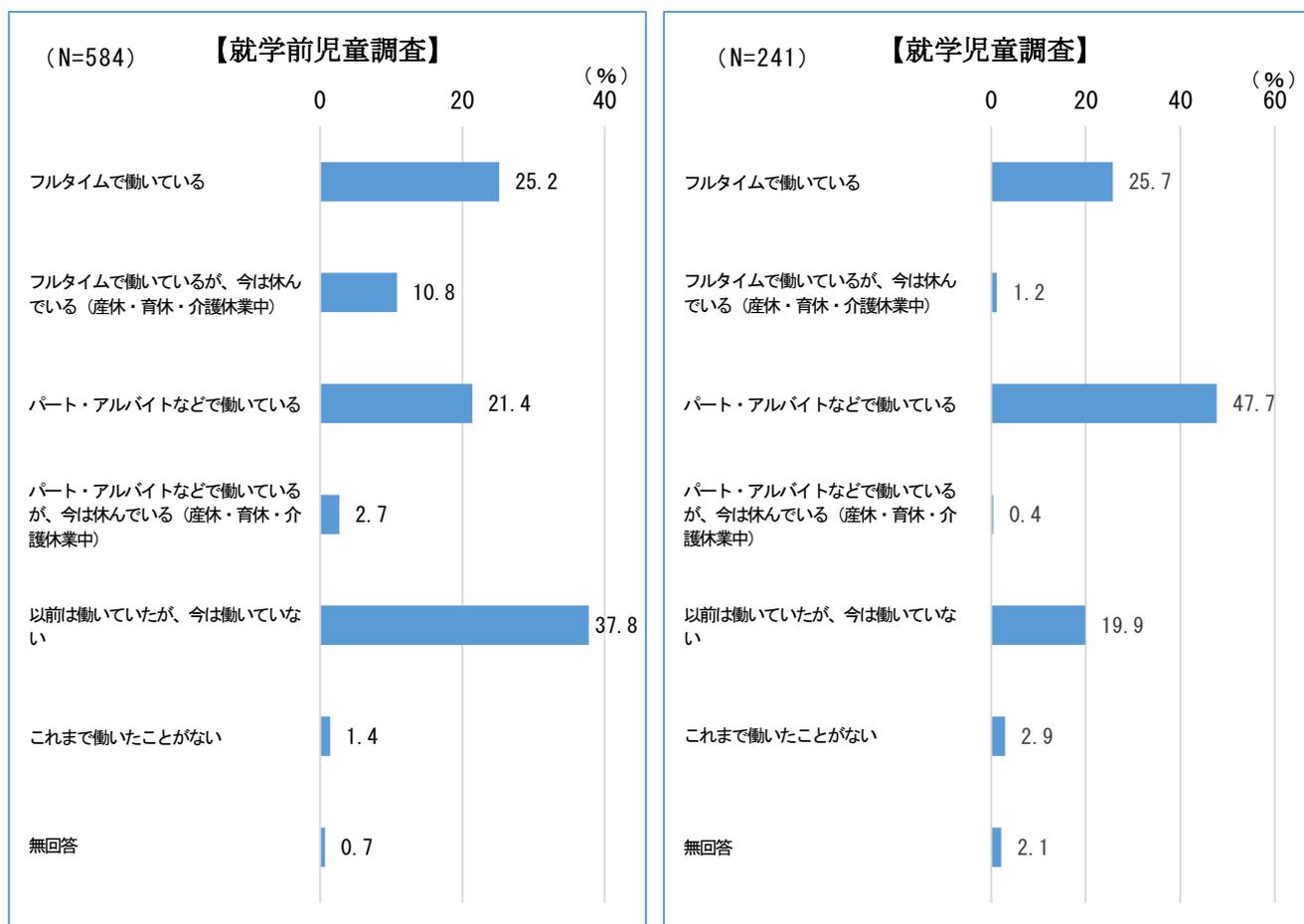
## 2 ニーズ調査からみられる現状

### (1) 母親の就労状況と就労意向

#### ① 母親の就労状況

就学前児童調査では、『フルタイムで働いている』、『パート・アルバイトなどで働いている』の割合を合計した 46.6% の家庭で母親が働いており、5 年前の調査時より 7.9 ポイント増加しています。

就学児童調査では、同様に合計した 73.4% の家庭で母親が働いており、5 年前の調査時より 24.1 ポイント増加しています。就学前児童及び就学児童のいずれも、母親の就労が進んでいます。



※ 「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 47.6%、  
「パート・アルバイト」の割合が 20.5%、  
「フルタイムで働いている」の割合が 18.2%

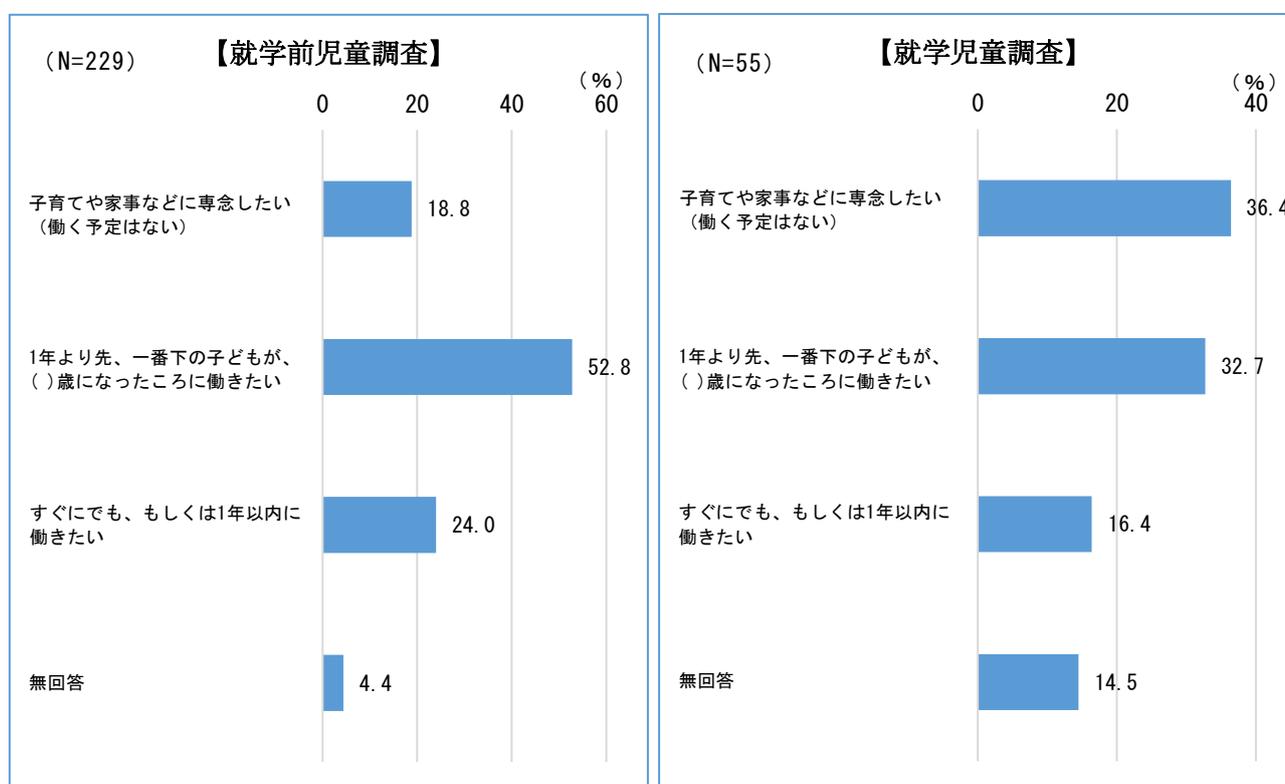
「※」は、子ども・子育て支援事業計画（第 1 期計画）策定（H27.3）に係るニーズ調査結果（抜粋）を記載

※ 「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が 38.3%、  
「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 36.1%、  
「フルタイムで働いている」の割合が 11.0%

## ②働いていない母親の就労意向

現在、働いていない母親の就労意向は、就学前児童調査では、『すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい』、『1年より先、一番下の子どもが、( )歳になったころに働きたい』人の割合を合計すると76.8%となり、5年前の調査時より11.2ポイント増加しました。母親の就労意向のさらなる高まりと、それに伴う保育ニーズの増加が推測されます。

一方、就学児童調査では、同様の合計が49.1%で、5年前の調査時より16.9ポイント減少したものの、依然として母親の就労意向が高いことがうかがえます。



※「1年より先、一番下の子どもが、( )歳になったころに働きたい」の割合が43.6%、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が22.0%、

「子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)」の割合が18.6%

※「1年より先、一番下の子どもが、( )歳になったころに働きたい」の割合が35.1%、

「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が30.9%、

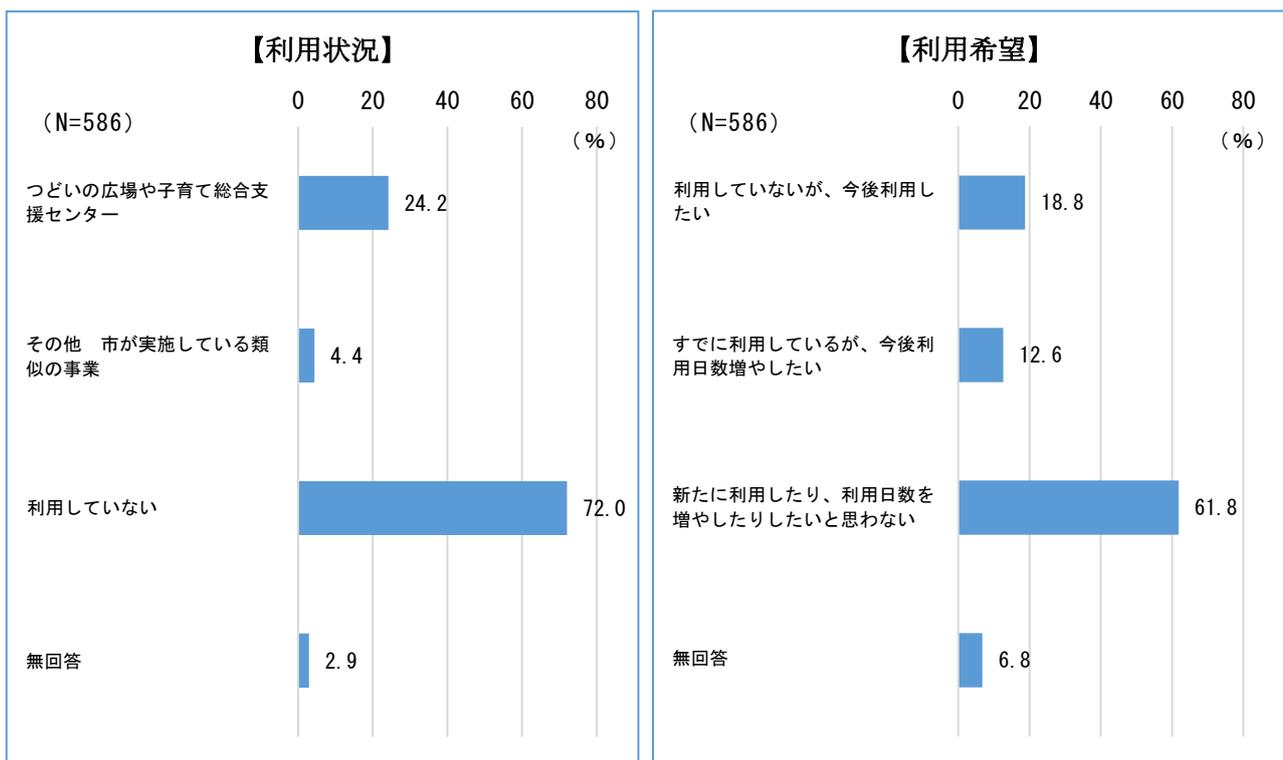
「子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)」の割合が28.9%

## (2) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

就学前児童調査によると、地域子育て支援拠点事業の利用状況は、『つどいの広場や子育て総合支援センター』の割合が24.2%、『利用していない』が72.0%となっています。

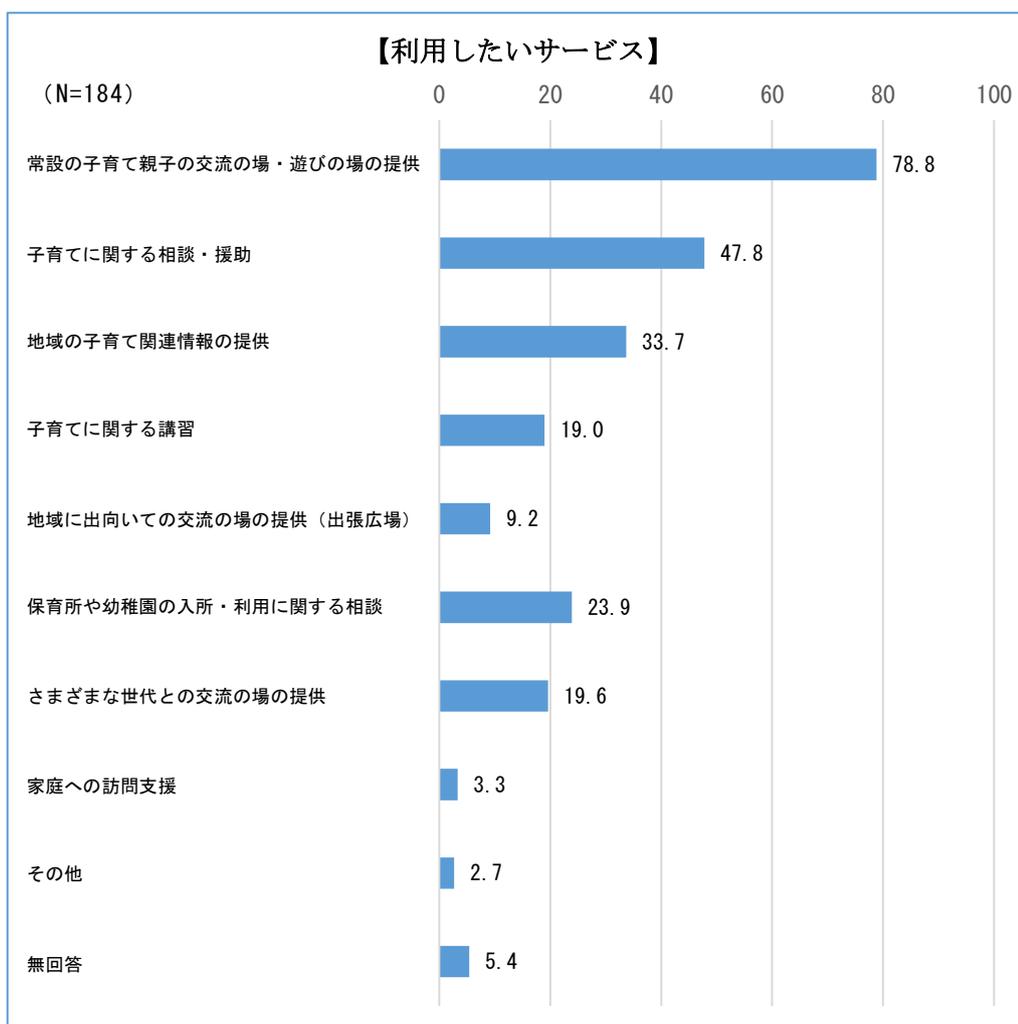
また、今後の利用意向では、『利用していないが、今後利用したい』の割合が18.8%、『すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい』が12.6%となっており、潜在的なニーズがあることが分かります。

利用したいサービスでは、『常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供』の割合が78.8%、次いで『子育てに関する相談・援助』が47.8%、『地域の子育て関連情報の提供』が33.7%となっており、5年前の調査時と比較して、『子育てに関する相談・援助』の割合が16.0ポイント増加していることから、よりきめ細やかな対応ができる体制の構築が望まれていることが分かります。



※「利用していない」の割合が72.9%、「つどいの広場や子育て総合支援センター」の割合が20.8%

※「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」の割合が54.4%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が22.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.4%



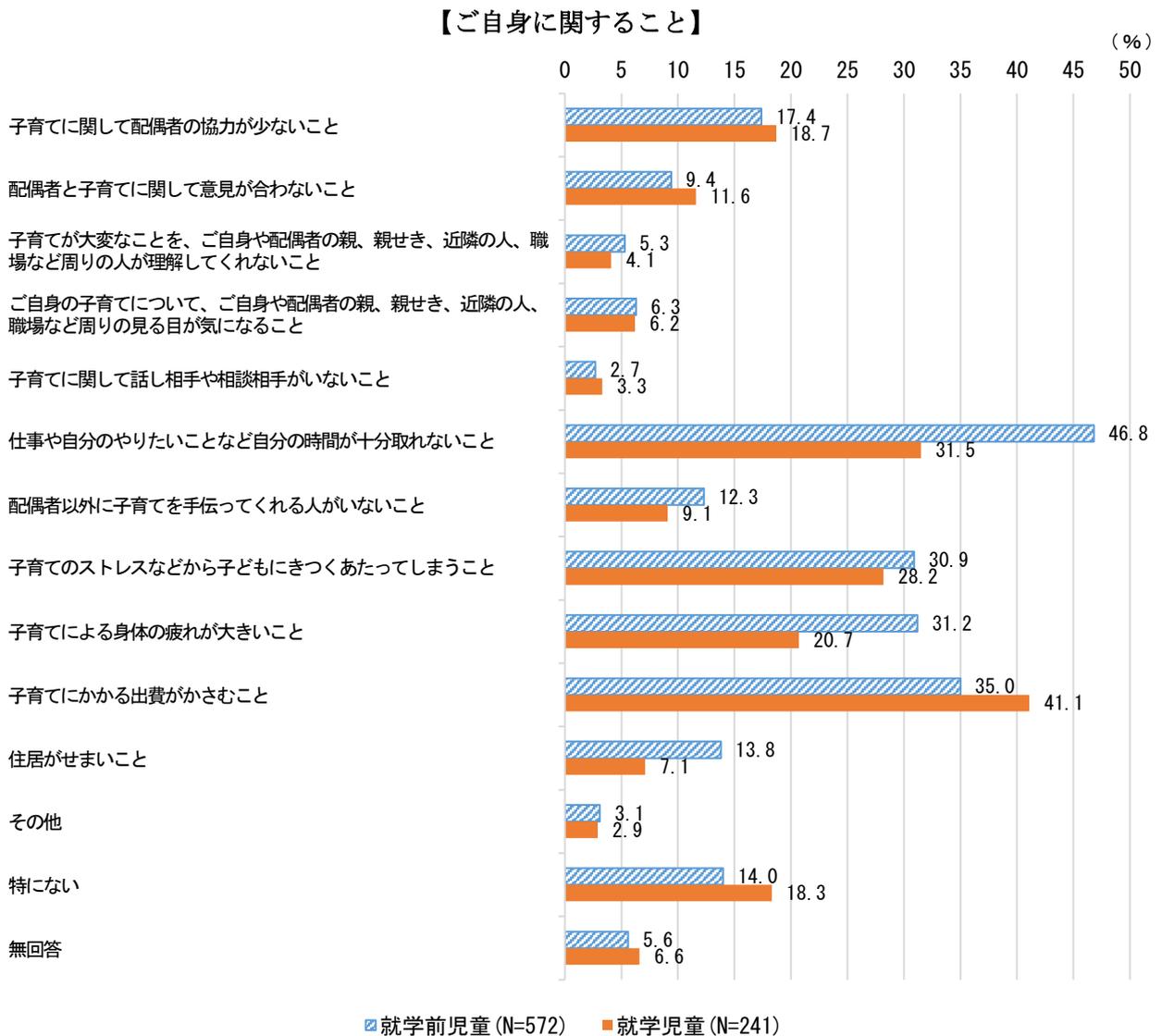
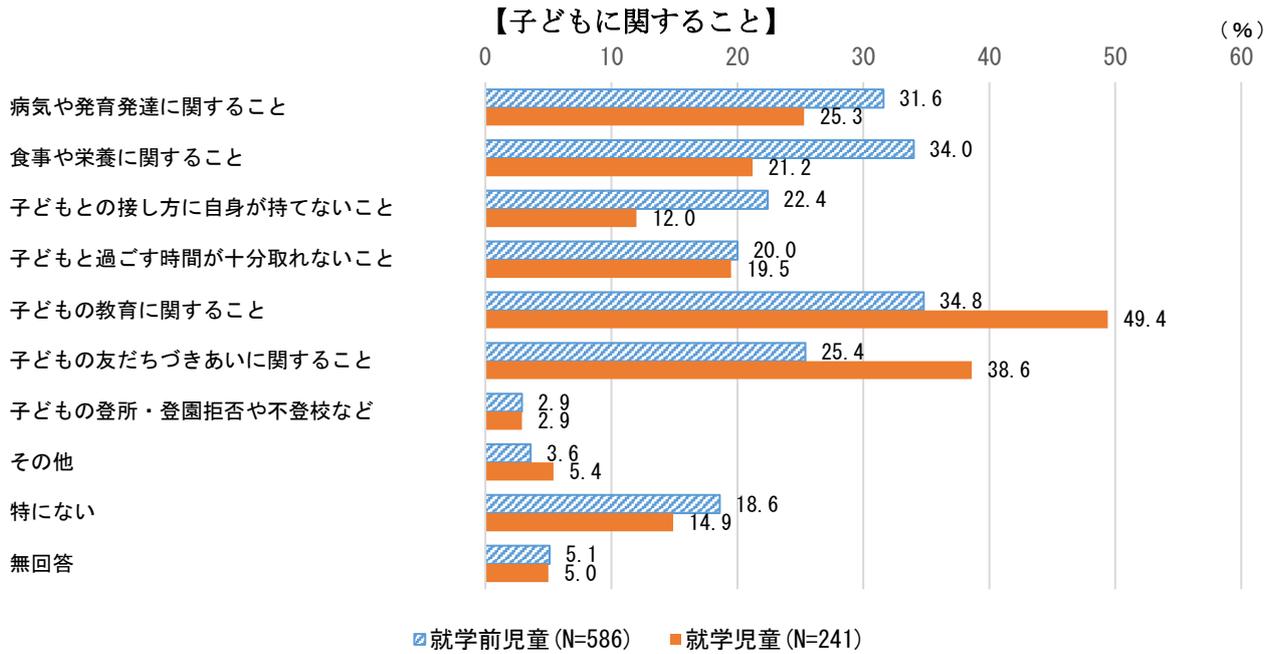
※「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」の割合が 75.6%、  
「子育てに関する相談・援助」の割合が 31.8%、  
「地域の子育て関連情報の提供」の割合が 30.3%

### （3）子育てに関して悩んでいること

子どもに関することでは、就学前児童調査、就学児童調査ともに、『子どもの教育に関すること』の割合が最も高く、それぞれ 34.8%、49.4%となっています。

次いで、就学前児童調査では、『食事や栄養に関すること』が 34.0%、『病気や発育発達に関すること』が 31.6%、就学児童調査では、『子どもの友だちづきあいに関すること』が 38.6%となっています。

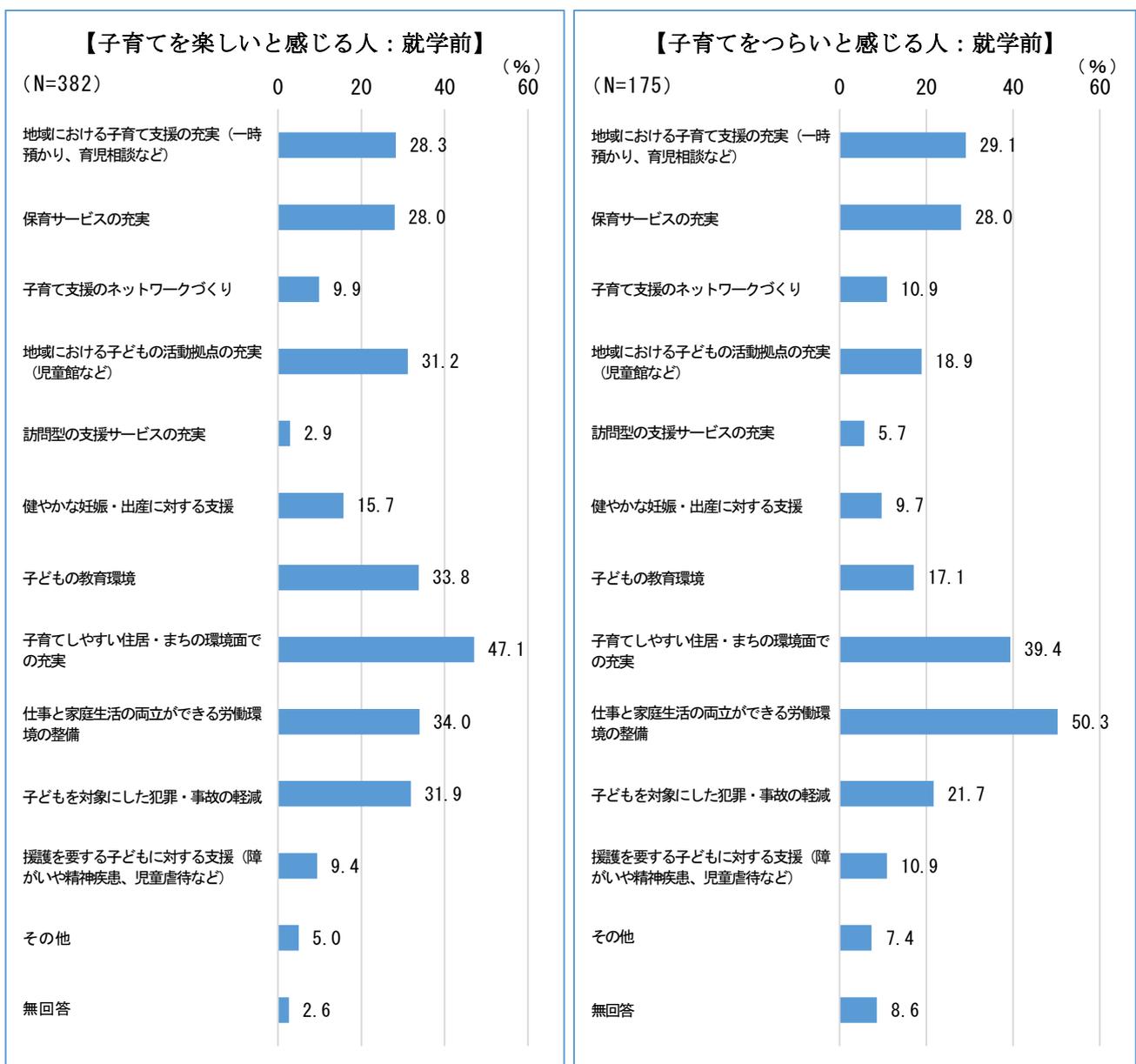
ご自身に関することでは、就学前児童調査では、『仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと』の割合が 46.8%と最も多く、就学児童調査では、『子育てにかかる出費がかさむこと』が 41.1%と最も多くなっています。ご自身に関しては、精神的、経済的な余裕のなさが悩みとなっていると言えます。



#### (4) 子育て支援に有効、必要な対策

就学前児童調査で、子育てを楽しんでいると感じることの方が多くと答えた人では、『子育てしやすい住居・まちの環境面での充実』の割合が47.1%と最も高く、次いで『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』が34.0%、『子どもの教育環境』が33.8%となっています。

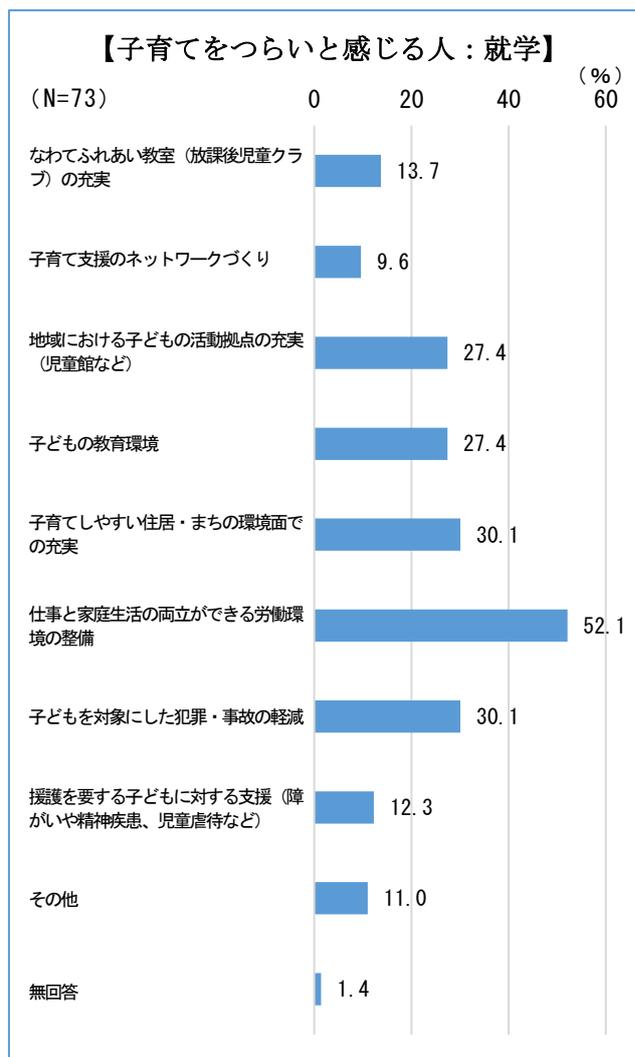
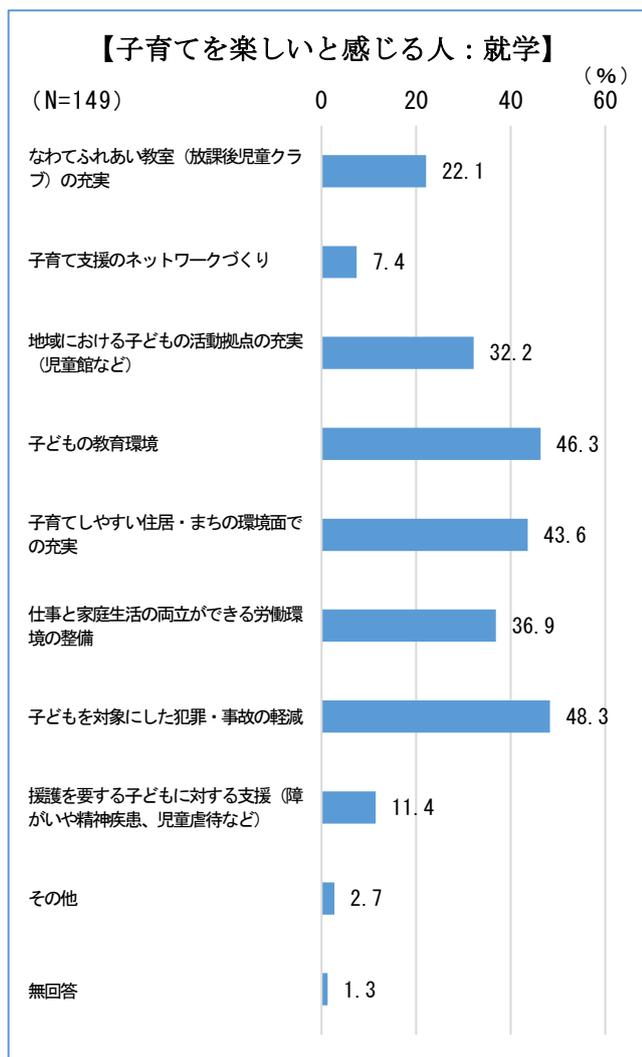
一方、子育てをつらいと感じると答えた人では、『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』の割合が50.3%と最も高く、次いで『子育てしやすい住居・まちの環境面での充実』が39.4%となっています。



また、就学児童調査で、子育てを楽しんでいると感じることの方が多いと答えた人では、『子どもを対象にした犯罪・事故の軽減』の割合が48.3%と最も高く、次いで『子どもの教育環境』の割合が46.3%、『子育てしやすい住居・まちな環境面での充実』が43.6%となっています。

一方、子育てをつらいと感じると答えた人では、『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』の割合が52.1%、次いで『子育てしやすい住居・まちな環境面での充実』、『子どもを対象にした犯罪・事故の軽減』がそれぞれ30.1%となっています。

これらのことから、子育てをつらいと感じる人に対して、最も有効な子育て支援は、『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』であり、子育て家庭全体に有効となる子育て支援は、『子どもの教育環境』、『子どもを対象にした犯罪・事故の軽減』並びに『子育てしやすい住居・まちな環境面での充実』などであると考えられます。

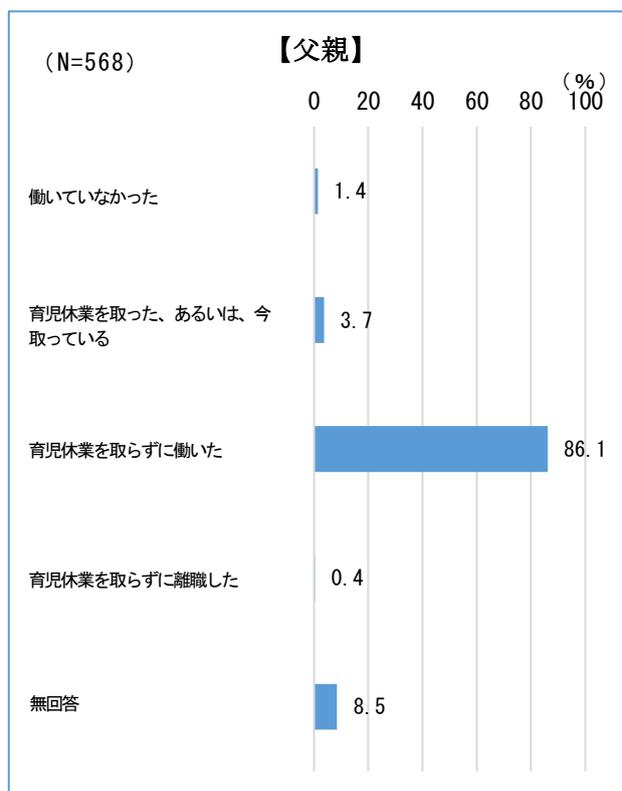
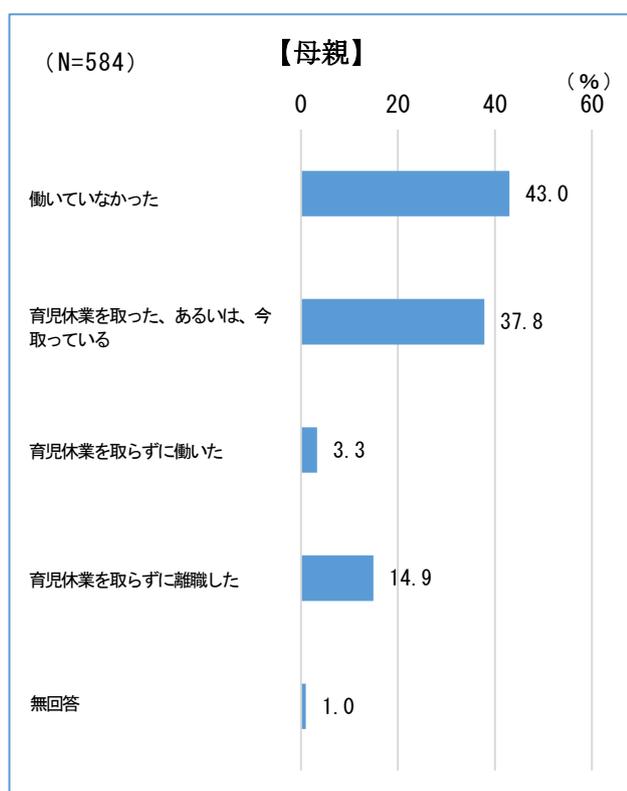


## (5) 育児休業の取得状況

### ① 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況については、母親では『育児休業を取った、あるいは、今取っている』の割合が37.8%と5年前の調査時より15.2ポイント増加しており、職場における子育てへの一定の理解が進んでいると推察できます。

一方、父親は『育児休業を取らずに働いた』が86.1%となっており、5年前の調査時より、さらに7.1%増加しており、父親の育児休業の取得が進んでいないことが分かります。



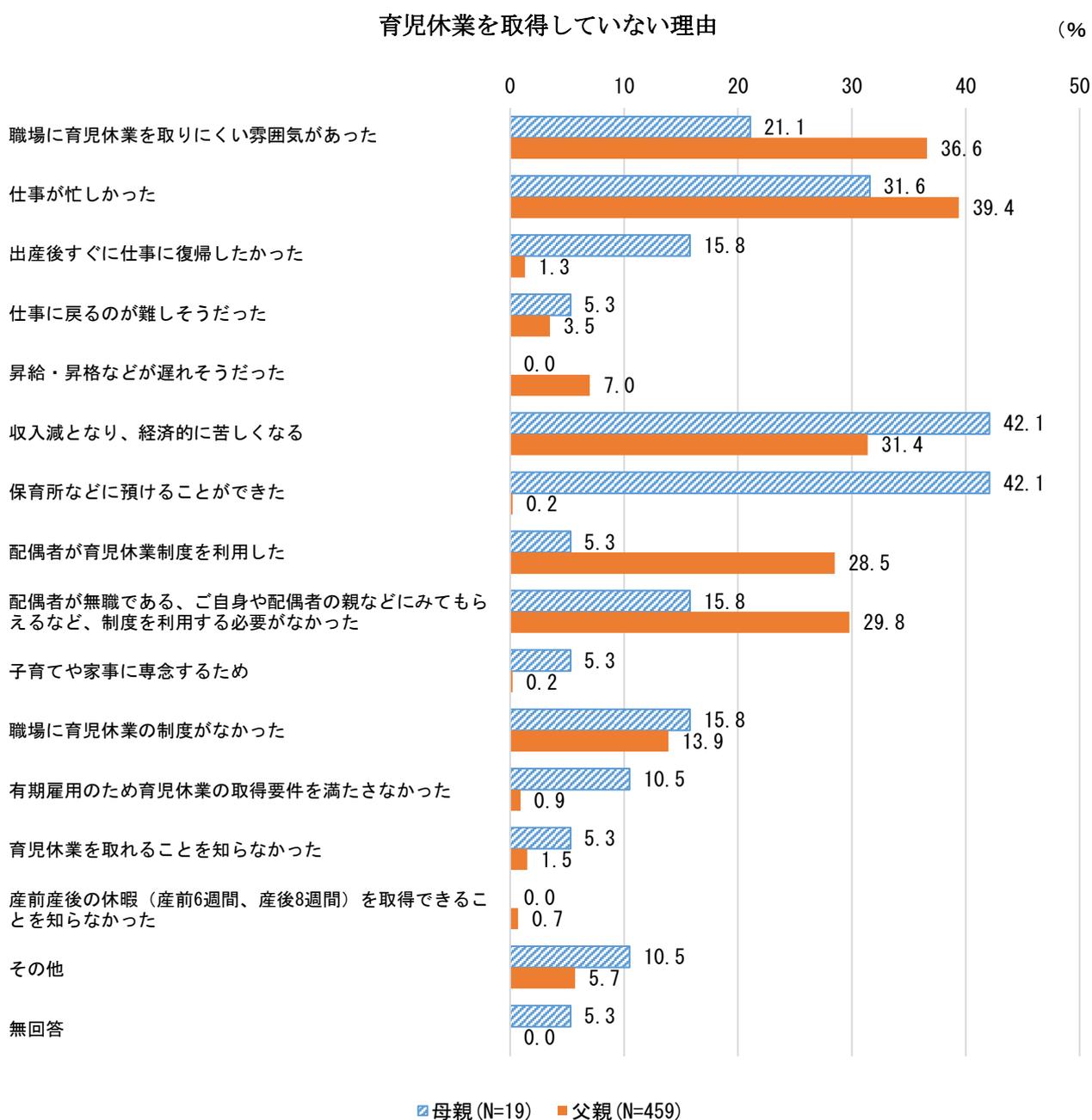
※ 「働いていなかった」の割合が52.5%、  
「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が22.6%、  
「育児休業を取らずに離職した」の割合が17.2%

※ 「育児休業を取らずに働いた」の割合が79.0%

## ②育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない人の理由は、母親では、『収入減となり、経済的に苦しくなる』、『保育所などに預けることができた』の割合がそれぞれ42.1%と最も高く、次いで『仕事が忙しかった』が31.6%、『職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった』が21.1%となっています。

一方、父親では、『仕事が忙しかった』の割合が39.4%と最も高く、次いで『職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった』が36.6%、『収入減となり、経済的に苦しくなる』が31.4%となっており、仕事と子育ての両立支援の環境をさらに構築することが必要であることが分かります。



### 3 第1期計画の進捗状況

第1期計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

#### (1) 教育・保育事業の状況

第1期計画の量の見込みに対して、1号、2号、並びに0歳については、ほぼ目標を達成した状況です。1・2歳については、約8割となりました。

待機児童数については、計画期間の平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の5年で25人減少しており、一定の成果が見られます。

	第1期計画 策定時実績値 (利用定員数)	直近実績値 (利用定員数)	第1期計画 計画値 (量の見込み)	進捗率 (A/B)
	平成26年度 (2014年度)		令和元年度(B) (2019年度)	
1号(3~5歳) ※2号認定の教育 ニーズを含む	1,050	718	650	110%
2号(3~5歳) ※教育ニーズを除く	641	684	695	98%
3号(1・2歳)	315	371	472	79%
3号(0歳)	104	119	116	103%

実績値は各年度5月1日時点

第1期計画計画値は中間見直し後の数値

#### 【待機児童数の推移】

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
28人	7人	3人	6人	3人

各年度4月1日時点

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

時間外保育事業及び病児・病後児保育事業は、第1期計画策定時の平成25(2013)年度と直近の30(2018)年度を比較すると、利用者数が大幅に増えたうえ、第1期計画の量の見込みである計画値を大きく超えました。いずれも実施箇所数が増えたことにより、ニーズに応えています。

また、一時預かり事業は、平成25(2013)年度と30(2018)年度を比較すると、利用者数が減り、量の見込みである計画値よりも大きく下回る結果となりました。幼稚園の定員減や休園による利用者数の減少、母親の就労が増えたことによる保育所利用者数の増加などが要因と考えられます。

		第1期計画 策定時実績	直近 利用実績値	第1期計画 計画値 (量の見込み)	進捗率
		平成25年度 (2013年度)	平成30年度(A) (2018年度)	令和元年度(B) (2019年度)	(A/B)
時間外保育事業(人)		701	1,014	685	148%
一時預かり事業	幼稚園等(人日)	24,332	11,550	24,328	47%
	保育所等(人日)	2,257	2,233	10,674	21%
病児・病後児保育事業(人日)		56	704	231	305%
ファミリー・サポート・センター事業(人日) ※就学児		713	582	768	76%
子育て短期支援事業(人日) ※ショートステイ		33	43	81	53%
地域子育て支援拠点事業(人回) ※月間		1,205	1,327	1,349	98%
放課後児童健全育成事業(人)		508	504	490	103%
妊婦健康診査(人回)		5,288	4,599	5,908	78%
乳児家庭全戸訪問事業(人)		388	349	404	86%
養育支援訪問事業(件)		52	7	16	44%
利用者支援事業(箇所)		—	2	1	200%

## ■時間外保育事業（延長保育）の利用状況

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

平成30（2018）年度は、市内11箇所の認可保育所や認定こども園等で実施しており、利用者数は1,014人です。

平成31（2019）年4月からは、小規模保育事業の新設により、12箇所の保育施設等で実施しています。

## ■幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）の利用状況

幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間後などに、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、一時的に預かる事業です。

平成30（2018）年度は、幼稚園では市内1箇所で実施しており、利用者数は延べ418人です。また、認定こども園では市内7箇所で、1号認定（幼稚園利用）児童を対象とした一時預かりを実施しており、利用者数は延べ11,132人です。

合計、延べ11,550人の利用がありました。

## ■保育所等における一時預かり事業の利用状況

保育所等における一時預かり事業は、保護者の疾病や育児疲れの解消などの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所等で一時的に預かる事業です。

市内10箇所の認可保育所や認定こども園等で一時預かりを実施しており、平成30（2018）年度の利用者数は延べ2,233人です。

## ■病児・病後児保育事業の利用状況

病児・病後児保育事業は、症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない子ども、あるいは、病気の回復期にあり、まだ集団保育等が困難な子どもについて、保護者が就労等の理由で保育できない場合に、看護師等が地域

の児童を対象に一時的に預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が一時的に預かる事業です。

平成 28（2016）年度から病児保育を 1 箇所で開催しており、平成 30（2018）年度の延べ利用者数は 227 人です。病児保育利用者は、平成 29（2017）年度に減少しましたが、平成 30（2018）年度には大きく増加しています。

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ利用人数	176 人	128 人	227 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※病児対応型

また、平成 30（2018）年度に、病後児保育は 1 箇所で開催し、延べ利用者数は 6 人、体調不良児保育は 6 箇所で開催し、延べ利用者数は 471 人でした。

病児・病後児保育事業全体としては、合計、延べ 704 人の利用がありました。

## ■ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助の形態で、依頼会員はおおむね小学校 6 年生までの子どもがいる保護者とした事業です。

援助会員は増加傾向にあり、平成 30（2018）年度には未就学児利用が減少した一方、就学時利用が大きく増加しています。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
援助会員	127 人	117 人	127 人	134 人	138 人
依頼会員	253 人	250 人	252 人	255 人	252 人
両方会員	50 人	45 人	38 人	36 人	35 人
延べ未就学児利用者数	296 人	267 人	517 人	294 人	138 人
延べ就学児利用者数	303 人	582 人	269 人	316 人	582 人
病児・緊急対応強化	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## ■子育て短期支援事業の利用状況

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に対し、必要な養育を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

実施箇所数が、平成 29（2017）年度に 3 箇所、平成 30（2018）年度に 1 箇所増え、ショートステイの利用者数が増加しています。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ利用者数 (ショートステイ)	14 人	0 人	0 人	14 人	43 人
延べ利用者数 (トワイライトステイ)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	7 箇所	8 箇所

## ■地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをしている親子を対象に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。つどいの広場事業のほか、年齢別の親子教室や子育て講座、子育て応援講演会などを実施しています。

つどいの広場の利用者数は、平成 30（2018）年度は減少したものの、増加傾向にあります。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
延べ利用者数 ※月間	730 人	668 人	1201 人	1546 人	1327 人
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

## ■放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業）の利用状況

放課後児童健全育成事業（以下「ふれあい教室」という。）は、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。また、平成 29（2017）年度から、時間外利用として、午後 6 時 30 分から午後 7 時まで開室しています。

全小学校内で実施しており、令和元（2019）年度は、市内 7 箇所定員数 80 人×5 校+120 人×2 校（640 人）、申込数（588 人）、令和 2（2020）年度より、市内 6 箇所定員数 80 人×3 校+120 人×3 校（600 人）となります。

※待機児童数（令和元（2019）年 5 月 1 日現在）

東ふれあい教室 1 人、くすのきふれあい教室 4 人、岡部ふれあい教室 2 人  
四條畷ふれあい教室 4 人

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
入所数	487 人	482 人	566 人	551 人	504 人
定員数	640 人				
実施箇所数	7 箇所				

また、放課後子ども教室は、次代を担う人材を育成する観点から、すべての子どもを対象として、放課後の時間に地域が主体となり、スポーツや文化活動、学習活動の取組みを推進する事業です。

全小学校で実施しており、令和元（2019）年度は市内 7 箇所、令和 2（2020）年度からは市内 6 箇所を実施します。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
開催日数	493 日	478 日	510 日	479 日	426 日
延べ参加人数	10,854 人	11,355 人	11,174 人	11,045 人	9,261 人

## ■妊婦健康診査の利用状況

妊婦健康診査は、「母子保健法」第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を主旨として医療機関に委託し健康診査を行う事業です。

出生数の減少に伴い、妊娠届出数は減少しています。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
妊娠届出数	410 人	393 人	391 人	382 人	373 人
受診者数	624 人 延べ 4,265 人	620 人 延べ 4,971 人	601 人 延べ 4,670 人	555 人 延べ 4,674 人	605 人 延べ 4,599 人

## ■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の利用状況

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結びつける事業です。実施率は93%前後で推移しています。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
対象者数	397 件	422 件	374 件	394 件	381 件
訪問数	371 件	396 件	346 件	375 件	349 件
実施率	93.45%	93.83%	92.51%	95.17%	91.60%

## ■養育支援訪問事業等の利用状況

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児支援など）を行う事業です。実人数、訪問件数ともに年度により異なる状況です。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実人数	14 人	1 人	6 人	0 人	2 人
訪問件数	52 件	95 件	42 件	0 件	7 件

## ■利用者支援事業の利用状況

利用者支援事業は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けて、その保護者、または妊娠している人が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要に応じ、相談、助言を行ったり、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施箇所数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

## 4 課題のまとめ

### ①保育ニーズの増加と多様化への対応

25歳から39歳の女性の労働力率を見ると、調査年を追うごとに働く女性が増加しているほか、母親の就労状況では、5年前の調査時より、就学前児童及び就学児童のいずれも就労が進んでおり、現在、働いていない母親についても、高い就労意向が見られる結果が出ています。

少子高齢化により、児童数は減少しているものの、このように母親の就労意向はさらなる高まりを見せており、それに伴う保育ニーズの高まりが推測され、3歳未満児の保育、時間外保育や一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められることが想定されます。

このようなことから、教育・保育施設と連携を図りながら、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが必要です。

### ②支援を必要とする家庭への対応

子育てへの不安感をなくし、子どもにとって健やかな育ちを支援するため、子ども・子育て支援の充実ときめ細やかな対策が求められます。

調査においても、地域子育て支援拠点事業の利用したいサービスとして、『子育てに関する相談・援助』の割合が16.0ポイント増加するなど、よりきめ細やかな対応ができる体制の構築が望まれています。

特に、支援を必要とする家庭への対応は、子どもの健やかな成長を支えるために重要となっており、支援が必要な子どもやその保護者に対し、適時に必要な支援を継続して提供できなければなりません。

また、近年、社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

児童虐待や子どものいじめ問題等については、教育・保育施設、学校のほか、行政や専門機関、家庭、地域社会、企業等の連携のもと対応していくため、組織的な取組みが重要です。

また、子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることがないように、子どもを健やかに育成できる環境づくりを検討する必要があります。

### ③切れ目のない支援

若い世代や子育て家庭の子育てに対するさまざまな不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育てまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

調査によると、就学前では、食事や栄養、病気や発育発達に関することなどが子育ての悩みとして挙げられています。子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談、母子保健事業や食育の推進等により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが必要です。

### ④仕事と子育てが両立できる環境づくり

調査によると、子育てをつらいと感じる人に対して、最も有効な子育て支援は、『仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備』であるとわかりました。

しかし、育児休業の取得状況を見ると、5年前の調査時と比べ、母親の取得は大きく増加したものの、父親の取得が進んでいない状況です。このようなことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた、家庭、職場、地域での子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む意識の醸成が求められます。

### ⑤安心・安全な子育て環境の整備

調査によると、子育て家庭全体に有効となる子育て支援は、『子どもの教育環境』、『子どもを対象にした犯罪・事故の軽減』並びに『子育てしやすい住居・まちの環境面での充実』などが挙げられています。

子どもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、安全で健やかに過ごすことができ、保護者もゆとりをもって子育てをできるよう、地域や社会が一体となって安心・安全で過ごしやすいまちに向けて取り組んでいくことが求められます。

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

本市では、これまで第1期計画に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。第1期計画は、「なわて子どもプラン（四條畷市次世代育成支援地域後期行動計画）」の基本理念を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義や子ども・子育て会議、子ども・子育て支援アンケート調査の結果を踏まえ、本市のめざす将来像として、基本理念を定めました。

第2期計画においても、子どもの幸せを第一義として子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していくため、引き続き、第1期計画の基本理念を継承します。

子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり

### 2 基本目標

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うことが重要です。そのためには、家庭、地域社会、教育・保育機関など、社会全体で子どもの育ちを支えることが必要です。

基本理念の実現に向けて5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

## 基本目標 1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

子ども・親を取り巻く認定こども園、保育所（園）、幼稚園、学校、その他の施設、そして地域の人たちを含めたすべての大人が、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに育っていけるよう、子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもの教育・保育の充実や家庭教育への支援等、乳幼児期から学童期まで一貫して質の向上を図ります。

## 基本目標 2 子どもの権利擁護推進

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も成長を感じられるような温かな家庭がつけられることが大切です。そのためには、子育ての基礎となる家族を支えるための家庭支援が重要です。

また、虐待やいじめは、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、早期発見、早期対応に向けて関係機関が連携を図りながら、すべての子どもが、その人権を侵害されることなく、その子らしく、幸せに生きられることをめざします。

虐待、いじめ、障がい、ひとり親、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障できるよう、幅広い施策を進めます。

## 基本目標 3 親子の健康確保と増進

すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保が重要であり、妊娠や出産期、乳幼児期までの健康診査や訪問指導が重要です。

妊娠・出産期から切れ目なく、親子の健康の確保に努めるとともに、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境をめざし、保護者の気持ちを受け止め、寄

り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた相談支援を実施していきます。

また、健康的な生活を送るためには、乳幼児期から食習慣を身に付け、食に関する正しい知識を得ることが大切です。食に関する情報や食生活の定着を図る機会を提供します。

#### **基本目標 4 家庭と仕事の両立支援**

女性の社会参加が進むなか、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきましたが、依然として家事や育児の役割の多くを女性が担っています。

男女共に保護者が子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進するとともに、すべての働く人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れた多様な働き方を選択できるように働きかけていきます。

また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供していきます。

さらに、企業の育児に対する理解と協力を啓発するとともに、子育て中の親への就労支援を行い、多様な働き方が保障される社会をめざします。

#### **基本目標 5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり**

子どもが健全に育っていくためには、安心・安全に暮らせる社会環境が大切です。各々が、身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、だれもが安心して子育てができる社会環境づくりを進めることが重要です。

交通事故、犯罪等の被害にあわないように、子ども自身の意識を高めるとともに、地域が一体となって、安心・安全な環境づくりの取組みを進めるほか、道路や公園など、安心して外出できる環境整備を進めます。

また、子育てしやすいまちに向けて、子育て世帯が暮らしやすいまちとなるよう、環境を整えます。

### 3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



## 第4章 施策の展開

### 1 親と子の育ちと学びを支援する環境整備

#### (1) すべての子育て家庭への支援

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、地域における子育てサービスを充実します。

また、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭も含め、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 地域における子育てサービスの充実			
1 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	子育て総合支援センター	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う。	継続
2 地域に開かれた保育所事業	公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	各園で園庭開放、室内開放、季節の行事等を実施し、通園していない子育て家庭の親子に子育て支援を継続して実施する。	継続
3 子育て相談事業の充実	子育て総合支援センター	子育て相談事業を実施する。	継続
4 家庭児童相談機能の充実	子育て総合支援センター	相談機能の充実を図る。	継続
5 主任児童委員、児童委員の子育て支援機能の充実	子育て総合支援センター 福祉政策課	主任児童委員及び児童委員の地域での見守りなどについて関係課と連携し、充実を図る。	継続
6 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携	福祉政策課	CSWと連携しながら地域での見守りを実施する。	継続
7 子育て未就園児保育	公立・私立認定こども園	未就園児2歳以上を対象として、保護者の相談の場や子どもの遊びの場の提供を実施する。	継続
8 おやこ教室	子育て総合支援センター 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	在宅で子育てをしている親子を対象に、親子でふれあい遊びを楽しむ親子教室を実施する。	継続
9 子育て講演会	子育て総合支援センター 福祉政策課	子育て講演会を実施する。	継続

## 1 親と子の育ちと学びを支援する環境

事業名	担当課等	事業内容	方向性
10 子育て・子育て支援プログラム「ファンフレズ」「グループトリプルP」「赤ちゃんがきた！」	子育て総合支援センター	子育て・子育て支援プログラムを子育て総合支援センター、公立・民間認定こども園、保育所（園）で実施しつつ、さらなるファシリテーターの養成を図る。	継続
11 子育てぽけっと	子育て総合支援センター 公立認定こども園 公立保育所	良質な玩具・絵本・育児書の貸出を実施する。	継続
12 なわてふれあい教室	青少年育成課	市内の6小学校すべてに設置し、児童の安心、安全な放課後の居場所づくりとして、市内在住の1年生から6年生までを対象としている。	継続
13 放課後子ども教室	青少年育成課	市内6校で放課後の時間帯に、地域のボランティアの協力のもと様々なメニューを行い、居場所づくりを実施している。	継続

### 子育てぽけっと

子育て総合支援センター、公立認定こども園・保育所で、おもちゃ・絵本・育児書などの貸し出しをしています。赤ちゃんが触れたり叩いたりできるおもちゃや、組み立てたり創り出したりするおもちゃ、身体を使って遊べる遊具までいろいろ揃えています。子どもたちの心を豊かにする絵本、子育ての参考になる大人用の本もあります。また、子育てに関わる団体に対して市民活動室の貸し出しも行っています。

#### 【おもちゃの一例】



## (2) 就学前教育・保育の充実

保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、研修等を実施し、教育・保育の質の向上を図ります。

また、就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対し、保護者の就労形態や子どもの状況に応じたきめ細やかで柔軟な保育サービスのより一層の充実をめざします。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
<b>① 教育・保育の質の向上</b>			
1 子どもの健康及び安全の確保	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園	研修等の実施により職員の資質向上を継続して実施する。	継続
2 保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資質・専門性の向上	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園	乳幼児期における「学び」と「発達」を保障するために、研修等の実施により職員の質の向上を継続して図る。	継続
3 保育実践の改善・向上	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園	平成26（2014）年3月作成の就学前教育・保育の実践プログラム等を基に保育の質向上を図る。 公立・民間就学前施設を対象とした合同研修を継続して実施する。	継続
<b>② 保育体制の整備</b>			
1 待機児童の解消	子ども政策課	待機児童の解消に向けた対策を実施するとともに、新たな方策を検討する。	継続
2 認可施設の整備	子ども政策課 私立認定こども園 私立保育園	保育施設の増築、老朽改築等を実施する。	継続
3 公立保育施設等の整備	子ども政策課 公立認定こども園 公立保育所	老朽化が著しい施設の改修、建替え等を行う。	継続
4 保育士の確保	子ども政策課	保育士確保に向けた取組みを実施するとともに、新たな施策を検討する。	継続
5 特色ある保育内容の充実	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	プロジェクト型保育やドキュメンテーション記録等の展開を図る。	継続
<b>③ 保育サービスの多様化</b>			
1 病児・病後児保育	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	病気回復期に至っていない児童を保護者が就労等の理由で保育できない場合や保育中に体調不良となった児童を一時的に預かる。	継続
2 時間外保育（延長保育）	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	保護者のニーズに対応するため、延長保育事業を実施する。	継続

## 1 親と子の育ちと学びを支援する環境

事業名	担当課等	事業内容	方向性
3 一時預かり	子ども政策課 私立認定こども園 私立保育園	保護者の疾病、育児疲れの解消等のため、一時的に保育が必要となった場合に預かる。	継続
4 預かり保育	子ども政策課 公立・私立認定こども園 私立幼稚園	教育課程に係る教育時間後の子どもたちに安全な遊びの場を提供し、保護者が安心して、家事や用事等ができるよう預かる。	継続
④ 保育サービスの第三者評価への取組み			
1 保育施設の自己点検	公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	認定こども園、保育所の保健的環境や安全の確保などについて自己点検を実施する。	継続
2 苦情解決システムの整備啓発	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	公立・民間すべての認定こども園、保育所（園）において実施するよう啓発を行う。	継続
3 第三者評価の実施推進	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	公立・民間すべての認定こども園、保育所（園）において実施の検討を促す。	継続

### 特色ある保育

#### ●プロジェクト型保育

遊びや生活、身近な自然の中で、子どもたちが興味や関心を抱いていることから保育者がトピックスを見つけ出し、みんなで調べたり、深めたりして様々な活動に発展させます。保育者は、子どもたちの主体的な活動や協同的な学びのために、子どもの興味や発見、疑問をもとに活動を発展させる支援を行います。

#### ●ドキュメンテーション記録

保育を見える化することにより、保護者に園の活動を知ってもらい、子どもの成長の様子を伝えられます。また、子どもたちの発言や行動を記録し、プロジェクトがどのように進んだのかを振り返ることができ、活動に参加していなかった子どもたちが関心を寄せることもあります。

## (3) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

子どもたちが社会の変化の中で、主体的に生きていくことができるよう、学校教育等を通じて知識・技術はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などまで含めた確かな学力を身につけられるよう、地域の実態を踏まえ、創意工夫をしながら、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるようにしていきます。

また、小学校生活への円滑な接続をめざすべく共通の見通しが持てるよう、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校の連携を強化します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性	
① 子どもの生きる力の育成				
1	スクールカウンセラーの活用	学校教育課 小中学校 教育センター	スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のケアや保護者の悩み、相談等に対応する。	継続
2	不登校児童に対するネットワークの構築	教育センター	学校支援チームを設置し、不登校児童生徒に対するネットワークを構築する。	継続
3	帰国・渡日児童生徒の自立支援	学校教育課	自立支援通訳者を活用し、渡日児童生徒の自立支援を行う。	継続
4	教育相談及び適応指導教室の実施	教育センター	教育相談及び適応指導教室の運営を実施する。	継続
5	問題行動への対応	学校教育課	コーディネーター育成研修を実施し、児童生徒一人ひとりの自尊心を養うきめ細かな対応を充実させる。	継続
6	学校評議員の設置	学校教育課 小中学校	学校評議員制度として、適宜会議を開催する。	継続
7	幼児教育の自己点検・自己評価	公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園	公立・民間就学前施設において実施する。	継続
8	教職員資質向上プログラムの実施	公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園 小中学校	教職員向け研修会や、保幼小中連携に係る研修を実施する。	継続
9	認定こども園・保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携	子ども政策課 学校教育課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園 小中学校	公立・民間認定こども園・保育所・幼稚園・小中学校の連絡会議や、保幼小中連携を推進する研修を実施する。	継続
10	認定こども園の移行支援	子ども政策課	幼稚園や保育園からの認定こども園への移行にあたって、適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行う。	継続
11	ファンフレンズ	子育て総合支援センター 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	ゲームや歌、グループ活動などの子ども達が楽しめる活動を通じて、自己コントロール法と社会的スキル、自己肯定感、情緒的レジリエンス（自己回復力）などを身につけ、子どもの不安や抑うつなどを防ぐプログラムを実施する。	継続

## 1 親と子の育ちと学びを支援する環境

事業名	担当課等	事業内容	方向性
② 子どもの多様な体験の充実			
1 子どもと市内事業者との連携事業の実施	学校教育課	公民連携による職業体験等を実施する。	継続
2 自然体験等の充実	青少年育成課	野外活動センター等で自然体験等ができる機会を創出する。	継続
3 世代間交流事業の拡充	青少年育成課	放課後の時間帯を活用して放課後子ども教室を実施する。	継続
③ 子どもの学力向上			
1 公民連携による学力向上支援	学校教育課	大学や民間との連携による英語及びプログラミング授業を実施する。	継続
2 教員の働き方改革	学校教育課 教育総務課	教職員の働き方の現状把握と多忙化解消に向けた対策を検討する。	継続
3 学校施設の再編	施設再編室 教育総務課	学校再編整備計画に基づく施設再編を実施する。	所管課の計画に基づき実施

## (4) 相談体制の充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、身近なところで子育てに関する相談ができるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

子育て支援サービス機関相互の連携を図り、親の子育てに対する不安にタイムリーに対応できるようにしていきます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性	
<b>① 相談支援の充実</b>				
1	ネウボラなわて（子育て世代包括支援）	保健センター 子育て総合支援センター	保健センターと子育て総合支援センターが拠点となり、妊娠期から小学校入学前までの親子の支援を一体的に行う。	継続
2	ママほっと相談（妊産婦面談）	保健センター	助産師等の専門職が妊娠届時など産前・産後に相談支援を実施する。	継続
3	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健センター	民生委員・児童委員と協働で、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を実施する。	継続
4	1/2バースデイ訪問	子育て総合支援センター	初めての子育てをしている生後6か月の子どもがいる家庭を訪問し、子育て情報を提供する。	継続
5	法律相談	人権・市民相談課	弁護士が、子育てなどに関する相談について法律的分野において対応する。	継続
<b>② 子育て・子育て支援のネットワークづくり</b>				
1	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て総合支援センター	事業の周知を図るとともに、参加しやすい援助会員養成講習会を開催し、援助会員の増員を図る。	継続
2	子育てサロン・サークルの支援	子育て総合支援センター	出前講座や出張保育等により、サロン・サークルの支援を継続して実施する。	継続
3	わんぱくっこ育成推進会議	子育て総合支援センター	田原地区の子育て支援状況の情報共有を実施する。	継続
<b>③ つどいの場づくり</b>				
1	つどいの広場事業	子育て総合支援センター 子ども政策課	4歳未満の子どもと保護者を対象とした、自由に遊んだり、交流できる居場所や育児情報等を提供する場所として実施する。	継続
2	子ども家庭総合支援拠点の整備	子育て総合支援センター	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を整備する。（令和4（2022）年度目標）	新規

事業名	担当課等	事業内容	方向性
3 いきいき親子運動会	青少年育成課	幼稚園入園前の子どもとその保護者を対象に開催し、楽しく運動する機会を提供するとともに、同年代の子どもがいる親の交流を図る。	継続

### 新しい子育て支援体制「ネウボラなわて」

新しい子育て支援体制「ネウボラなわて」を令和元（2019）年7月から始めました。保健センターと子育て総合支援センターが子育て支援の拠点となり、相談しやすい環境づくりや新たな支援メニューを通じて、妊娠期から小学校入学前までの親子の支援を一体的に行います。

#### ＜ネウボラなわての特徴＞

##### (1) 「顔の見える関係」で子育てをサポート

「こんにちは赤ちゃん訪問」では、保健センター職員（保健師・助産師）だけでなく、地区の民生委員・児童委員（主任児童委員）が必ず訪問し、身近な地域との関係づくりも支援します。

初めての子育て家庭には、子育ての不安などを解消するため、子育て総合支援センターの職員が訪問する「1/2 バースデイ訪問」を新たに開始し、子育て中の悩みや不安を家庭で抱え込まず、相談しやすい環境を整え、訪問時のやり取りを踏まえて必要な支援につなげていきます。

また、子育て中の家庭のニーズに合わせた支援メニューとして、これまで「妊娠中や産後に体調が悪くてしんどい」という声が多くあったことから、産前産後ヘルパーの派遣事業を開始し、家庭の負担軽減を図っています。

##### (2) 親子の健康づくりを支援

保健センターでは、保健師、助産師、管理栄養士などの専門職が面談や電話による相談を受け付け、妊娠中・出産後の健康や育児に不安や悩みのある人を丁寧にサポートしています。

##### (3) 応援します！たのしい子育て

子育て総合支援センターでは、子どもと保護者が自由に遊んだり、交流したりできるつどいの広場や、親子で楽しめるおやこ教室なども充実しています。また、保育士、社会福祉士等が子育てに関する相談を受け付けています。

## (5) 次代を担う親の育成

次代の親となっていく子どもたちが、優れた道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 未来の「親」の育成			
1 母子保健と連携した思春期性教育	保健センター	赤ちゃん人形等の貸出しを実施する。	継続
2 薬物乱用や非行防止に対する学習機会の充実	学校教育課 小中学校 保健センター	全小中学校において薬物乱用防止教室を実施する。 妊娠届提出時に禁煙啓発パンフレットを配布する。	継続
② 人権意識の醸成			
1 男女平等教育	学校教育課 小中学校 人権・市民相談課	男女共同参画社会実現に向けた人権教育を推進する。	継続
2 人権教育プログラム	学校教育課 小中学校 人権・市民相談課	教育振興ビジョンに基づく人権教育を推進する。	継続
3 人権意識の啓発	人権・市民相談課	行政職員研修会や講演会等を開催する。	継続

## 2 子どもの権利擁護推進

### (1) 子どもへの権利侵害対策の充実

「四條畷市子ども基本条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取組みを総合的に進めていきます。

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るとともに、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待をしてしまった保護者への対応、家族関係修復支援など、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

また、子ども自身の意見や意思が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、非行、不登校、いじめなど子どもの権利侵害に対し、家庭、学校、行政などが連携して情報の共有化を図り、子どもの権利擁護を基本に据えた対策づくりを進めていきます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 虐待予防から予後の家庭支援まで			
1 虐待相談	子育て総合支援センター	市民や関係機関からの虐待通告の対応や相談を実施する。	継続
2 虐待予防啓発	子育て総合支援センター	関係機関や市民団体等と児童虐待防止街頭キャンペーンを実施する。	継続
3 養育支援訪問事業	子育て総合支援センター	養育者の育児負担軽減や、児童虐待未然予防を図るため、子育て支援員を派遣し家庭訪問等による育児相談や支援等を実施する。	継続
4 要保護児童対策ネットワーク会議	子育て総合支援センター	要保護児童等の早期発見及び適切な支援を関係機関と連携し実施する。また、研修等を実施する。	継続
② 虐待防止ネットワーク活動の充実			
1 虐待防止ネットワークへの主任児童委員の参画	子育て総合支援センター	主任児童委員と連携し虐待防止に取り組む。	継続

事業名	担当課等	事業内容	方向性
③ いじめ、体罰等への対応			
1 教職員の研修	学校教育課 小中学校	いじめについては、教職員が未然防止、早期発見、早期対応に取り組めるよう研修を実施するとともに、各校の状況については、毎月の報告で共有している。 体罰については、職員会議など様々な機会を捉えて、教職員の意識向上に努める。	継続
2 児童・生徒への相談窓口の周知	学校教育課 教育センター	いじめ、体罰、虐待などに対する電話相談や相談窓口を児童生徒に周知する。	継続

### 虐待相談

市民や関係機関からの虐待通告の対応や相談を実施します。

#### 【子どもの権利擁護】

子どもの虐待は、長い期間にわたって子どもの心とからだに悪い影響を及ぼす重大な人権侵害であり、できるだけ早く発見することが何より大切です。

#### 【虐待の早期発見】

虐待の早期発見は、子どもだけでなく、虐待をしてしまう保護者にとっても救いとなります。虐待をしてしまう保護者もだれかに止めてもらいたい思いや、自ら助けを求めてサインを発している場合も多くあります。虐待となってしまう家庭は地域・近隣どうしで助け合ったり、支え合ったりする関係が希薄になってしまっていることが多くあります。孤立しやすい状況を早期に発見することは、家庭という閉ざされた中でエスカレートすることを防ぎ、家庭への援助を行うことにつながります。

(2) 障がいのある子どもに対する施策の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組みを推進します。

また、発達障がいを早期に発見するとともに、障がいのある子どもに関する情報の集約を図り、利用者のニーズに合った支援が行えるフォロー体制の強化を図ります。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
<b>① 地域で共に育つ環境整備</b>			
1 障がい児保育	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	公立・民間すべての認定こども園、保育所等において障がい児保育を実施する。	継続
2 地域で支えあう関係づくり	福祉政策課 子育て総合支援センター	社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク事業やなわてファミリー・サポート・センター事業を通じて援助活動を実施する。	継続
3 みんなきてや学級	生涯学習推進課	障がいを持った方への識字学級（社会的経験、教育を取り戻す）を実施する。	継続
<b>② 子育て支援の総合的な対応力の強化</b>			
1 子育て関係機関連絡会の開催等	子育て総合支援センター 障がい福祉課	子育て機関が連携を深め、より良い支援を提供できるよう、子育て関係機関連絡会の開催及び研修会を実施する。	継続
2 要経過観察児に対する対応力の強化	保健センター 児童発達支援センター 子育て総合支援センター	1歳6か月児健診や3歳6か月児健診後のフォローを実施する。	継続
3 家庭児童相談機能の充実	子育て総合支援センター	相談機能の充実を図る。	継続
4 障がい児ケアシステムの整備	障がい福祉課 児童発達支援センター 保健センター 子育て総合支援センター	障がい者自立支援協議会や子育て関係機関連絡会にて、課題の抽出と解決への検討を実施するとともに、ネットワークの構築を行う。	継続

事業名	担当課等	事業内容	方向性
③ 地域のリハビリテーション体制の充実			
1 地域リハビリテーション体制の充実	児童発達支援センター	平成 28 (2016) 年度から児童発達支援センターに移行し、障がい児への体制強化を行った。 障がい児一人ひとりが年齢、成長・発達に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら生活できるように、日常生活・社会生活を視野に入れたリハビリテーションを推進する。 平成 30 (2018) 年度に言語聴覚士による個別相談を拡充した。	継続
④ 障がい児施策の充実			
1 情報提供・啓発の強化	障がい福祉課 児童発達支援センター	必要なサービスが受けられるよう、また、相談場所がわかるように、ホームページ等で情報提供を行うとともに、障がい児の理解を深めるための研修・啓発を実施する。	継続
2 相談支援の充実	児童発達支援センター	心身の発達において配慮が必要と思われる 18 歳未満の児童および保護者を対象に、児童の成長に関する相談を通じ、適切な対応や必要な支援につなげることで、不安の解消を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促す。	継続
3 障がい児支援利用計画の作成	障がい福祉課 児童発達支援センター	障がい児の心身または家族の状況に応じて、継続的かつ計画的な支援を行うため、アセスメントを実施し、総合的な障がい児支援利用計画等の作成、サービス担当者会議の開催、計画の実施状況や障がい児の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、モニタリングを行う。	継続
4 児童発達支援センターの機能の強化	児童発達支援センター	地域の障がい児やその家族への相談や関係機関の連携など障がい児支援の中核的な機能を担う児童発達支援センターの機能の強化を図る。平成 30 (2018) 年度には言語聴覚士による相談機会を拡充した。 重症心身障がい児等にも対応する児童発達支援の実施、保育所等訪問支援の充実等に努める。	継続
5 児童発達支援事業	障がい福祉課 児童発達支援センター	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる就学前児童に対して、個別または集団による療育・訓練を行うことで社会への適応を促す。また、居宅訪問型児童発達支援が提供できるよう努める。	継続

## 2 子どもの権利擁護推進

	事業名	担当課等	事業内容	方向性
6	放課後等デイサービス	障がい福祉課	小学生以上 18 歳未満の通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、必要な支援を行うことで、本人の生活能力の向上や社会との交流、自立を促す。 重症心身障がい児にも対応する放課後等デイサービスの確保に努める。	継続
7	保育所等訪問支援事業	障がい福祉課 児童発達支援センター	小学校までの障がい児が集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。 必要な障がい児が支援を受けることができるよう、実施事業所の確保に努める。	継続
8	保護者支援の充実	児童発達支援センター	保護者支援のための研修を開催する。 ペアレントトレーニングを実施するとともにペアレントメンター養成事業等の開催について検討する。	継続
9	日中一時支援事業	障がい福祉課	日中に見守り等の支援が必要な障がい児に対して日中活動の場を確保・提供することで、障がいのある子どもの家族等の就労支援および介護者に対する一時的な休息を提供する。	継続
10	移動支援事業	障がい福祉課	屋外での移動が困難な障がいのある子どももの外出の支援を行うことにより、自立生活・社会参加を促進する。	継続
11	障がい児通学支援事業	障がい福祉課	一人での通学が困難な障がい児の通学時の安全、就学の確保を図るとともに、保護者の負担を軽減することを趣旨に、保護者がやむをえない理由などにより学校への送迎ができない場合、通学支援ヘルパーを派遣して通学のための支援を行う。 また、ニーズに合った事業が実施できるよう、定期的な検討や見直しを行う。	継続
12	障がい児支援事業所連絡会等との連携	障がい福祉課	事業所の連携を強化し、障がい児支援の質を担保するため、障がい児支援事業所連絡会と連携する。	継続
13	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実	障がい福祉課	医療的ケアが必要な児童の支援等について、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場の中で、課題の抽出と解決への検討を実施する。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努める。	継続

事業名	担当課等	事業内容	方向性
⑤ 保幼小中の連携			
1 就学相談	学校教育課	相談窓口を設置し、随時受付し、個に応じた相談に対応する。就学前施設や児童発達支援センターと連携し情報共有を行い、スムーズな就学相談につなげる。	継続
2 巡回相談	学校教育課	リーディングスタッフを中心に就学前施設を訪れ、早期に支援を開始できるよう情報を共有するなど、支援方法について協議をする。	継続
3 個別の教育支援計画 (つながりシート、さぽーとシート)	学校教育課	スムーズな引継ぎを行うため、つながりシート、さぽーとシートの活用を促す。	継続

### (3) ひとり親家庭等の自立支援

施策の方向(3)ひとり親家庭等の自立支援については、「第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」として取組み内容をまとめ、本計画に包含し、効果的、かつ一体的な子ども・子育て支援を進めるものとします。

本市では、国の動向を鑑み、ひとり親家庭等の親が安心して子育てをしながら、自らの力を発揮し、経済的に自立することで安定した生活を営み、子どもたちが笑顔で健やかに育つことができるまちをめざし、「四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいた総合的な施策展開を進めてきました。

しかし、近年、離婚件数は年々減少傾向にあるものの、結婚に対する価値観の多様化などから、ひとり親家庭の世帯数は依然として高い数値で推移し、子育てと生計の維持を一人で担う、ひとり親家庭等は、経済面や日常生活面で、さまざまな困難に直面しています。

引き続き、ひとり親家庭等の自立を促進するための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これまでの取組み状況や課題を踏まえ、必要な見直しを行い、ひとり親家庭等の自立に向けた取組みを進めます。

#### 【用語の説明】

- ・母子家庭（母子世帯）  
離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
- ・父子家庭（父子世帯）  
離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
- ・寡婦  
配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
- ・ひとり親家庭  
母子家庭及び父子家庭
- ・ひとり親家庭等  
母子家庭、父子家庭及び寡婦

## I 第三次計画の取組み状況と課題

第三次計画では、「ひとり親家庭等が社会を構成するひとつの家族形態であるという考え方を基本に、ひとり親家庭等の親が安心して子育てをしながら、自らの力を発揮し、安定した生活を営むことができるとともに、子どもたちが健やかに育つことができるようなまちづくり」を基本理念に掲げ、基本理念に基づく「人権尊重の視点」、「子どもの視点」、「自立を支援する視点」を基本的視点に、4つの基本的な目標を定め、ひとり親家庭等に対する総合的な支援の取組みを進めてきました。取組みの実施状況と課題は次のとおりです。

### (i) 基本目標1 相談体制の充実

#### ①相談機能・情報提供の充実

母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みの相談に応じるとともに、平成27(2015)年度から児童扶養手当現況届の面談時の聞取りを充実させ、きめ細やかな自立への支援や各種制度の情報提供に努めました。

しかし、ひとり親家庭等が望まれる支援策のアンケート調査結果においては、「気軽に相談できる場所や相談体制の充実」、「夜間・土日祝日における相談体制の拡充」が上位を占めるとともに、各種制度の認知度が低い状況となっています。

今後、各種制度等についての周知を徹底し、誰もが安心して気軽に相談できる相談体制を構築する必要があります。

#### 母子・父子自立相談員による相談受付状況

(単位：件)

年度	相談内容区分								合計	
	生活一般		児童		経済的支援		その他			
	離婚前	離婚後	離婚前	離婚後	離婚前	離婚後	離婚前	離婚後	離婚前	離婚後
平成26年度 (2014年度)	11	46	0	4	15	45	0	7	26	102
平成27年度 (2015年度)	15	127	0	9	18	74	0	0	33	210
平成28年度 (2016年度)	23	126	3	30	29	105	0	5	55	266
平成29年度 (2017年度)	30	159	9	23	24	139	0	0	63	321
平成30年度 (2018年度)	39	170	1	28	21	93	0	0	61	291

資料：子ども支援課

## ②養育費の確保の推進

母子・父子自立支援員の知識・技能の向上に努めながら、離婚前相談や児童扶養手当手続きの際に、各世帯の養育費取得に向けた相談に応じ、情報提供等に努めました。

また、法的な相談については、市の法律相談で養育費を含む離婚前相談を受け付けたほか、平成 30（2018）年度から、離婚問題専門法律相談員の派遣による弁護士相談を月 1 回開催しました。さらに、日本司法支援センター（法テラス）等の関係機関で実施されている法的な窓口相談の案内にも努め、相談者のニーズに沿った支援体制の充実を図りました。

しかし、アンケート調査の結果では、母子家庭で 37.5%、父子家庭では 57.1%が養育費の取決めを行っておらず、取決めが行われていても取決め内容が守られていないケースが多い状況となっています。

ひとり親家庭等が経済的に安定した生活を送るためには、子どもの養育費が一つの基盤となることから養育費の確保に向けた支援が必要となります。

母子・父子自立相談員による養育費に関する相談件数

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
相談件数	1 件	0 件	7 件	7 件	0 件

資料：子ども支援課

## (ii) 基本目標 2 生活支援

## ①就業支援の推進及び安定した就業に向けた能力の開発

ひとり親家庭の安定した就業に向けた資格取得の支援として、養成機関で修業する場合の生活費の負担軽減を図るための「高等職業訓練促進給付金」については、平成 28（2016）年度の国の制度改正にあわせ、支給期間を 2 年から 3 年に延長するとともに、対象資格を看護師など 5 資格から調理師等を加えた 18 資格に充実させました。令和元（2019）年度には、4 年課程が必須となる資格について 4 年を上限に支給期間を延長し、修業の最終年限に支給額の加算などの制度改正を行いながら給付金の支給を実施しました。

また、就業や自立のための教育訓練講座受講料の一部を給付する「自立支援教育訓練給付金」については、平成 29（2017）年度から雇用保険の一般教育訓練給付金との差額を支給するなど、資格取得に向けた給付金の支給を実施しました。

加えて、平成 30（2018）年 7 月から市役所内に設置した無料職業紹介所において、就労支援コーディネーターによる就労支援のほか、ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な就業支援に取り組みました。

しかし、アンケート調査の結果から就業形態を見ると、母子家庭では「正規の職員・従業員」が 39.8%、父子家庭では 50.0%となっており、母子家庭、父子家庭ともに約 3 割が「仕事を変えたい」と考えています。また、転職を考慮する際の重要項目では、母子家庭、父子家庭ともに約 7 割が「時給・給与が高い」が大変重要と考えています。

ひとり親家庭は、育児をしながら安定した職業に就くことが困難な状況にある傾向が強く、より良い収入、就業に向けた技能や資格の取得に対する支援をはじめ、関係機関と連携した就業の促進など、きめ細やかで継続的な自立、就業支援が重要です。

#### 高等職業訓練・自立支援教育訓練給付金支給状況

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
高等職業訓練	6 件	6 件	9 件	3 件	4 件
自立支援教育訓練	1 件	0 件	0 件	1 件	4 件

資料：子ども支援課

#### 就労相談状況

区分	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
無料職業紹介事業	-	-	-	-	16(10)件
ハローワーク巡回相談	35(21)件	21(6)件	20(12)件	13(9)件	4(3)件

資料：子ども支援課

(注) ( ) 内の数字は就職件数

### ②子育て支援策、生活支援策の推進

ひとり親家庭の日々の生活における援助や緊急時のサポートとして、なわてふれあい教室や保育所等の入所選考において、ひとり親家庭に対する優先的な支援を実施するとともに、なわてファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業による生活支援策に取り組みました。

しかし、アンケート調査結果では、各種支援制度の認知度が低く、制度の周知徹底を図る必要があります。

また、一般的に母子家庭の母に比べ、父子家庭の父は経済的に安定していると考えられていますが、現状は就労や経済的な悩みに加え、家事や子育てなど、多くの課題を抱えており、父子家庭が仕事と家事を両立しながら子育てを行い、経済的にも自立するためには、子育てや生活支援を充実させ幅広い福祉サービスの提供を行う必要があります。

ひとり親家庭等が安心して、子育てと仕事の両立を図り、子どもの健やかな成長を図れるよう、ひとり親家庭等日常生活支援事業をはじめ、なわてファミリー・サポート・センター等と連携を図りながら、緊急時等のサポート体制と生活向上に向けた支援策を実施するとともに、子どもたちが、世帯の経済状況や生活環境に関わらず、未来への希望を持ち、自分の能力、可能性を伸ばし、心身ともに健全に成長するよう、子ども自身への支援も必要です。

### (iii) 基本目標3 経済的支援

#### ①経済的負担の軽減

経済的な問題に関する相談に応じながら、児童扶養手当においては、国の制度改正に基づき、平成30(2018)年度に所得制限限度額の緩和、令和元(2019)年11月からは、支給回数をこれまで4箇月ごとにまとめた年3回の支給から、家計の管理をしやすく収入のばらつきを抑えるため、2箇月ごとにまとめた年6回の支給を開始するとともに、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等を活用した支援に努めました。

また、平成29(2017)年度から未婚のひとり親家庭に対し、保育料やなわてふれあい教室利用料などを寡婦(夫)控除適用後の所得で算定する寡婦(夫)控除のみなし適用制度を開始しました。

しかし、アンケート調査の結果では、母子家庭で約70%、父子家庭で40%が、年間の総収入額が250万円未満となっており、経済的な状況は依然として厳しい状況となっています。

ひとり親家庭等にとって、今日の経済、雇用情勢のなかで経済面の安定は容易ではなく、自立に向けた経済的支援により、収入の安定及び生活の安定を図っていくことは、子どもの健やかな成長にとっても必要です。

#### ②ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、大阪府全域並びに奈良県の一部医療機関等（奈良県内は社会保険加入者のみ）の受診時に、一部自己負担金の支払のみを行う現物給付を実施し、助成手続きの軽減を図るなど、医療サービスを受けやすい環境の整備に努めました。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康増進のため、継続した支援が必要です。

### (iv) 基本目標4 人権尊重の社会づくり

#### ①人権啓発の取組み

四條畷市人権行政基本方針に基づき、あらゆる差別や偏見を解消し、人権文化豊かな社会の実現をめざして、市民及び市職員に向けての人権啓発や研修、人権相談窓口の設置などの施策に取り組みました。

また、第2次四條畷市男女共同参画推進計画に基づき、人権の尊重と男女共同参画社会の実現をめざし、就労支援をはじめとした相談体制の充実に努めました。

ひとり親家庭等が社会を構成するひとつの家族形態であるという考え方を基本に、一人の人間として、性別にかかわらず、それぞれの生き方や個性、価値観などの違いを認め合い、多様性が尊重される社会であることが必要です。

#### ②地域におけるサポート体制の充実

ひとり親家庭等の抱えるさまざまな悩みにきめ細やかに対応できるよう、母子・父子自立支援員による相談を行うとともに、関係機関との連携、調整を図りながら必要に応じて、就労支援、経済的支援等の適切な支援を実施してきました。

社会情勢や生活をめぐる環境が大きく変化するなか、身近な地域社会において、ひとり親と子どもの生活を見守り、自立を支援できるよう、行政と地域、関係機関等との協働によるサポート体制が必要です。

### II 施策の基本方針

#### (i) 基本理念

第三次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画の基本理念を踏襲し、ひとり親家庭等が社会を構成する多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、その親と子どもの人権が尊重され、ひとり親家庭等の親が安心して子育てをしながら、自らの力を発揮し、経済的に自立することで安定した生活を営み、子どもたちが笑顔で健やかに育つことができるまちをめざすことを基本理念とします。

**ひとり親家庭等の自立した生活の安定と子どもたちが笑顔で健やかに育つまち**

#### (ii) 基本的視点

計画の策定及び推進にあたっての基本的な視点については、長期的な見通しの中で設定する必要があるため、基本理念と同様に前計画を引き継ぎ、次の3点とします。

##### ①人権尊重の視点

ひとり親家庭等であることで、固定的な観念により、差別を受ける、不利益を被るなど、人権侵害を受けやすい状況に置かれており、一人の人間として、それぞれの生き方や個性、価値観などの違いを認め合い、お互いが尊重される社会であることが必要との認識から、人権尊重の視点に立った施策の推進を図ります。

##### ②子どもの視点

ひとり親家庭等が経済的に困難な状況にあっても、子どもが当事者であるという視点に立ち、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、子どもがたくましく人生を歩む力や人の痛みがわかる心を育て、心身ともに健やかに育つよう、子どもの視点に立った施策の推進を図ります。

##### ③自立を支援する視点

親と子が生きがいに満ち、安定した生活を送るために、自らの持つ能力や地域のさまざまな物的・人的資源、関係する諸制度、情報等を利用し、自らの選択に基づいて生活の設計を立て、その能力を発揮して生活ができるよう、社会全体で自立を支援するための施策の推進を図ります。

### (iii) 基本目標

#### 基本目標 1 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭等の子育てや生活面及び就業などに対するさまざまな悩みや相談に、きめ細やかに対応し、適切な支援、的確な情報提供を行うため、関係機関等と連携し、誰もが安心して気軽に相談できる窓口体制の確立と相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭等が社会を構成するひとつの家族形態として認識され、差別や偏見により人権が侵害されることのない、あらゆる人の人権が尊重される社会づくりに向けた啓発等の充実を図ります。

#### 基本目標 2 就業支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立を図り、自立して安定した生活を送ることができるよう、それぞれの状況に合わせた就業支援の充実と資格、技能の取得に向けた支援の充実を図ります。

#### 基本目標 3 養育費確保等の推進

ひとり親家庭等の子どもの養育費を確保するため、養育費についての取決めや取得の促進を図るとともに、養育費支払や取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。

#### 基本目標 4 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立、児童福祉の増進を図るため、それぞれの状況を的確に把握し、多様なニーズに対応した子育て支援サービスや日常生活の支援に向けた各種事業の推進など、生活全般における支援体制の充実を図ります。

#### 基本目標 5 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、経済的な支えとなっている児童扶養手当をはじめ、各種手当や貸付、助成などの経済的支援を行うとともに、制度に関する積極的な情報提供や制度の有効活用を促進するなど、経済的支援体制の充実を図ります。

(iv) 施策の体系

【基本理念】

ひとり親家庭等の自立した生活の安定と子どもたちが笑顔で健やかに育つまち

【基本的な視点】

①人権尊重の視点

②子どもの視点

③自立を支援する視点

【基本目標】

(施策の方向)

1. 相談体制・情報提供の充実

【施策の方向】

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 人権尊重の社会づくりの推進

2. 就業支援の推進

【施策の方向】

- (1) より良い就業に向けた能力開発の推進
- (2) 就業支援の推進
- (3) 就業の促進に向けた支援の推進

3. 養育費確保等の推進

【施策の方向】

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 養育費の確保に向けた支援の推進

4. 子育て・生活支援の推進

【施策の方向】

- (1) 生活支援の推進
- (2) 住宅確保の推進
- (3) 子育て環境の充実

5. 経済的支援の推進

【施策の方向】

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 情報提供の充実

### Ⅲ 施策の展開

#### 基本目標 1 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭等が抱える仕事や子育て、生活面などのさまざまな悩みや課題に関する相談に対応するため、母子・父子自立支援員を中心とした、きめ細やかな相談体制を構築し、関係機関等との連携強化を図りながら、適切な支援、的確な情報提供に努めます。

また、ひとり親家庭等が生活を送る上で、差別や偏見により人権が侵害されることのない、人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 相談体制の充実			
1 ひとり親家庭等自立支援相談	子ども支援課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の就業、生活全般について相談に応じながら、それぞれの状況に応じた支援策等の情報提供、関係機関との連携につなげ、自立にむけた相談支援を実施する。	継続
2 ひとり親家庭等面談（児童扶養手当新規認定及び現況届・ひとり親家庭医療更新時など）	子ども支援課	児童扶養手当の新規認定及び現況届、ひとり親家庭医療費助成の更新時の面談などの機会を活用して、対象者の生活状況や悩みを聞き取り、情報提供、関係機関との連携につなげ、対象者の状況に応じた支援を実施する。	継続
3 各種専門相談機関及び関係部署との連携強化	子ども支援課 人権・市民相談課 福祉政策課 子育て総合支援センター 保健センター	各種専門相談（法律相談、女性相談、地域就労支援相談、なわて生活サポート相談及び無料職業紹介所など）の活用と関係部署との連携を強化する。	継続
4 メール・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相談窓口体制の構築	子ども支援課	ひとり親家庭等が抱える悩みや利用できる制度等について、メール・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相談体制の構築を検討・実施する。（令和2（2020）年度目標）	新規

## 2 子どもの権利擁護推進

### 第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画

事業名	担当課等	事業内容	方向性
② 情報提供の充実			
1 広報・啓発活動の充実	子ども支援課	ひとり親家庭等に対する支援サービスについてのパンフレット等を作成するとともに、市ホームページにおいても情報提供を実施する。	継続
2 離婚前、ひとり親家庭の初期段階を捉えた情報提供	子ども支援課	離婚前相談やひとり親家庭となった初期の段階から必要な情報が確実に提供できるよう関係窓口で、ひとり親家庭の自立支援策全般についての情報提供を実施する。	継続
③ 人権尊重の社会づくりの推進			
1 人権意識の啓発	人権・市民相談課	行政職員研修会や講演会等を開催する。	継続
2 地域で支えあう関係づくり	福祉政策課 子育て総合支援センター	なわてファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク事業を通じて援助活動を実施する。	継続
3 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	人権・市民相談課	男女共同参画週間にイベントを行う。また、男女共同参画事業として講演会や研修会等を実施する。	継続

## 基本目標 2 就業支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立を図り、自立して安定した生活を送るには、より良い条件の就業による経済的自立が必要であり、それぞれの状況にあった就業促進、職業能力開発のための訓練、関係機関と連携した就業の促進など、就業に向けた支援を推進します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① より良い就業に向けた能力開発の推進			
1 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	子ども支援課	ひとり親家庭の父または母が指定講座を受講する場合に、受講料の一部を給付金として支給し、経済的自立の支援を実施する。	継続
2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	子ども支援課	ひとり親家庭の父または母が就職に有利で、生活の安定につながる資格を取得するために、養成機関で1年以上の課程を修業する場合に生活費の負担軽減を目的とした給付金の支給を実施する。	継続
② 就業支援の推進			
1 母子・父子自立支援プログラムの策定	子ども支援課	児童扶養手当受給者のそれぞれの状況やニーズに対応した自立促進プログラムを策定し、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を実施する。	継続
③ 就業の促進に向けた支援の推進			
1 無料職業紹介事業（無料職業紹介所）	福祉政策課	就業に向けて市内事業者等から収集した四條畷市独自の求人やハローワークの求人を無料で紹介する。	継続
2 ハローワーク等との連携	子ども支援課	ハローワーク門真の巡回相談やマザーズハローワーク等と連携し、就業に向けた相談や職業適性検査の活用、情報提供を実施する。	継続

## 基本目標3 養育費確保等の推進

ひとり親家庭等の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るため、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、弁護士による法律相談や各専門機関と連携した母子・父子自立支援員による相談体制の充実に加え、養育費の取得や面会交流についての認識を高める広報・啓発活動を推進します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 相談体制の充実			
1 法律相談	人権・市民相談課	離婚問題や養育費等、ひとり親が抱えるさまざまな法律に関する問題について弁護士による法律相談を実施する。	継続
2 母子・父子自立支援員による養育費及び面会交流の相談	子ども支援課	母子・父子自立支援員が、養育費や面会交流に関する相談に応じ、養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センターFPIC）や日本司法支援センター（法テラス）等の各専門機関を周知し、養育費確保等に向けた取組みを実施する。	継続
② 情報提供の充実			
1 広報・啓発活動の充実	子ども支援課 市民課	市ホームページやパンフレット等の媒体を活用し、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を実施する。また、離婚届を取りに来た人にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発を実施する。	継続
③ 養育費の確保に向けた支援の推進			
1 養育費確保の支援	子ども支援課	養育費の取決めや未払い防止に向けた新たな支援について検討する。（令和2（2020）年度目標）	新規

## 基本目標 4 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等の自立に向けて、安心して仕事と子育てを両立し、子どもの健やかな成長が図れるよう、多様な子育て支援サービスの充実と環境整備に加え、ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施をはじめ、なわてファミリー・サポート・センター事業及び子育て短期支援事業等と連携を図った日常生活の支援策を継続して実施します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 生活支援の推進			
1 ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども支援課	ひとり親家庭等が疾病等の事由により、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を実施する。	継続
2 なわてファミリー・サポート・センター事業 なわてファミリー・サポート・センター利用促進事業	子育て総合支援センター	仕事と子育ての両立を支援するために、子育てのサポートが必要な人とサポートができる人が会員となり相互の扶助活動を行う地域で子育てを助け合う有償ボランティア活動の支援を実施する。また、ひとり親の利用を促進し、保護者の就労等に対する支援、育児負担の軽減及び経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成する。	継続
3 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	子育て総合支援センター	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う。	継続
4 母子生活支援施設への入所	子ども支援課	18歳未満の子どもを養育している母親が、配偶者からのDVや心身の不調、経済的な事情等により、養育困難な場合に母子生活支援施設に保護し、自立に向けた支援を実施する。	継続
5 ひとり親家庭等生活支援事業	子ども支援課	問題を抱えるひとり親家庭等に対し、訪問や手続きの同行支援、見守り支援の実施について検討する。(令和2(2020)年度目標)	新規

## 2 子どもの権利擁護推進

### 第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画

事業名	担当課等	事業内容	方向性
② 住宅確保の推進			
1 民間賃貸住宅等の活用促進	魅力創造室 子ども支援課	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度及び大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を周知し、ひとり親家庭等の住宅探しの支援を実施する。 (令和2(2020)年度目標)	新規
2 府営住宅の募集情報の提供	魅力創造室 子ども支援課	府営住宅(福祉世帯向け)の募集に係る情報収集及び情報提供を実施し、ひとり親家庭等の住宅探しの支援を実施する。	継続
③ 子育て環境の充実			
1 保育サービスの実施	子ども政策課	保護者が仕事と子育ての両立ができるよう延長保育、一時預かり、病児・病後児保育事業等のきめ細やかな保育サービスの提供に努めるとともに、保育所等の入所選考において、ひとり親家庭に対する優先的な支援を実施する。	継続
2 なわてふれあい教室	青少年育成課	保護者が就業等により、放課後等における児童の安全確保及び保育支援のため実施するふれあい教室の利用にあたり、ひとり親家庭に対する優先的な支援を実施する。	継続
3 子どもの生活・学習支援事業	子ども支援課 福祉政策課 学校教育課	ひとり親家庭の児童が抱える、精神面や経済面等の特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、相談機関やボランティア等による基本的な生活習慣の習得支援、学習支援の実施について検討する。(令和2(2020)年度目標)	新規

## 基本目標 5 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の安定した生活と経済的負担の軽減、健康の増進を図るため、児童扶養手当の適正な支給に加え、大阪府の制度に沿った医療費助成を継続的に実施し、医療サービスを受けやすい環境の整備に努めます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 経済的援助の実施			
1 児童扶養手当	子ども支援課	ひとり親家庭等を対象に児童扶養手当制度に沿った支給業務を実施しながら相談に応じ、それぞれの状況に応じた情報提供を実施する。	継続
② 経済的負担の軽減			
1 ひとり親家庭医療費助成	子ども支援課	ひとり親家庭医療費助成(ひとり親家庭の保護者と18歳年度末までの児童対象・所得制限あり)を実施する。	継続
2 寡婦(夫)控除のみなし適用	子ども支援課	婚姻歴のないひとり親に対し、市が実施する16事業において、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施する。 実施にあたっては、国の税制改正の内容に基づく、必要な見直しを図る。	継続
3 JR通勤定期の特別割引制度	子ども支援課	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、JR通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書の発行を実施する。	継続
③ 情報提供の充実			
1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	子ども支援課	大阪府の貸付事業である母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行いながら、適正な貸付業務を実施する。	継続

## IV 成果指標

計画の推進にあたっては、個別事業の進捗状況の確認に加え、成果指標を設定し、点検・評価を行うことで、各施策の改善につなげていきます。

成果指標は、計画全体から設定し、計画期間中の成果を把握するため、次期計画を策定する際に行うアンケート調査の結果等を基準に点検を行います。

## ● 支援制度等の認知度（各制度等を知っていると答えた人の平均の割合）

	現状値 令和元年度（2019年度）	目標値 令和6年度（2024年度）
ひとり親家庭等	28.8%	40.0%

## ● 年間就労収入額 200 万円以上の人の割合

	現状値 令和元年度（2019年度）	目標値 令和6年度（2024年度）
母子家庭	29.3%	40.0%

## ● 養育費の取決めをしている人の割合

	現状値 令和元年度（2019年度）	目標値 令和6年度（2024年度）
母子家庭	37.5%	50.0%

※父子家庭については、アンケート調査のサンプル数も少なく、回答率も低いことから誤差が大きくなるため、成果指標の目標値は設定しませんが、成果指標に掲げた項目の動向を注視しながら、父子家庭の特性を考察した施策の改善に努めます。

#### (4) 子どもの貧困対策の充実

国が実施した国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、平成 27（2015）年時点の子どもの貧困率は 13.9%で、平成 24（2012）年の 16.3%から改善したものの、約 7 人に 1 人が経済的に困難な状況にあると考えられています。子どもの貧困対策については、平成 26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年に改正された同法では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があること等が明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

また、令和元（2019）年 11 月には、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築をめざし、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることを目的とした、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援など各分野の総合的な取組みによって、子どもの貧困対策を進めていきます。

#### 【子どもの貧困対策に関する取組み内容】

- ① 経済的支援及び就労支援
- ② 学びを支える環境づくり
- ③ 子どもたちへの支援
- ④ 保護者への支援
- ⑤ 安心して子育てできる環境整備
- ⑥ 健康づくり支援

## ①経済的支援及び就労支援

子どもたちが安定した日常生活を送っていただけるよう、生活保護や各種手当などの金銭の給付や貸付等により、生活の基礎を下支えすることで経済的に支援します。

また、保護者の就労による収入を確保するため、求人・求職等への相談支援のほか、特に困難を抱えることの多いひとり親世帯に対し、必要な支援を行うことで、就労機会の確保に努めるとともに、保護者の自立を促します。

	事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 経済的支援及び就労支援				
1	生活保護制度	生活福祉課	生活保護法に基づく保護を実施する。	継続
2	生活福祉資金貸付制度	生活福祉課	市条例に基づく生活福祉資金の貸付を実施する。	継続
3	生活困窮者自立支援制度 ・ 困窮者相談 ・ 住居確保給付金 ・ 一時生活支援事業 ・ 就労準備支援事業	福祉政策課	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、不安定な住居形態の人に一定期間、宿泊場所を提供し退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援を一体的かつ計画的に行う。	継続
4	無料職業紹介事業 (無料職業紹介所)	福祉政策課	就業に向けて市内事業者等から収集した四條畷市独自の求人やハローワークの求人を無料で紹介する。	継続
5	進路選択支援相談(奨学金)	人権・市民相談課	総合相談事業において奨学金についての紹介を行う。また、「教育つなぎ資金融資」の受付窓口を行う。	継続
6	児童手当	子ども支援課	児童手当制度に沿った支給業務を実施する。	継続
7	児童扶養手当	子ども支援課	ひとり親家庭等を対象に児童扶養手当制度に沿った支給業務を実施しながら相談に応じ、それぞれの状況に応じた情報提供を実施する。	継続
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	子ども支援課	大阪府の貸付事業である母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行いながら、適正な貸付業務を実施する。	継続
9	福祉医療費助成(子ども医療、ひとり親家庭医療)	子ども支援課	子ども医療費助成(中学3年生まで対象・所得制限なし)、ひとり親家庭医療費助成(ひとり親家庭の保護者と18歳年度末までの児童対象・所得制限あり)を実施する。	継続

## 2 子どもの権利擁護推進

事業名	担当課等	事業内容	方向性
10 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	子ども支援課	ひとり親家庭の父または母が指定講座を受講する場合に、受講料の一部を給付金として支給し、経済的自立の支援を実施する。	継続
11 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	子ども支援課	ひとり親家庭の父または母が就職に有利で、生活の安定につながる資格を取得するために、養成機関で1年以上の課程を修業する場合に生活費の負担軽減を目的とした給付金の支給を実施する。	継続
12 母子・父子自立支援プログラムの策定	子ども支援課	児童扶養手当受給者のそれぞれの状況やニーズに対応した自立促進プログラムを策定し、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を実施する。	継続
13 ハローワーク等との連携	子ども支援課	ハローワーク門真の巡回相談やマザーズハローワーク等と連携し、就業に向けた相談や職業適性検査の活用、情報提供を実施する。	継続
14 寡婦（夫）控除のみなし適用	子ども支援課	婚姻歴のないひとり親に対し、市が実施する16事業において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。 実施にあたっては、国の税制改正の内容に基づく、必要な見直しを図る。	継続
15 母子・父子自立支援員による養育費及び面会交流の相談	子ども支援課	母子・父子自立支援員が、養育費や面会交流に関する相談に応じ、養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センター-FPIC）や日本司法支援センター（法テラス）等の各専門機関を周知し、養育費確保等に向けた取組みを実施する。	継続
16 養育費確保の支援	子ども支援課	養育費の取決めや未払い防止に向けた新たな支援について検討する。（令和2（2020）年度目標）	新規

②学びを支える環境づくり

すべての子どもが家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもたちの教育機会が保障されるよう、学習支援や就学援助等を行います。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実や社会資源との接続等を進めます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
② 学びを支える環境づくり			
1 就学援助制度	学校教育課	経済的な理由で、就学が困難と認められる四條畷市立の小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部を支援する。	継続
2 フォローアップ対策	学校教育課 青少年育成課	子どもたちの自学自習を支援するために、市内の学校等を利用して、子どもたちに無料で学びの場を提供する。	拡充
3 スクールカウンセラー（SC）配置	学校教育課 教育センター	中学校区または教育センターにSCを配置し、児童生徒、保護者、教職員からの教育相談の充実を図る。	継続
4 スクールソーシャルワーカー（SSW）配置	教育センター	教育センターから各小中学校にSSWを配置し、全児童生徒のスクリーニングの支援や、社会資源との接続を行う。	継続
5 つながり食堂	教育センター	教育センターにおける適応指導教室に通室している児童生徒のみならず、関わる教職員児童生徒等を対象に、生活面の支援や人間関係づくりの一助とする。	継続

## ③子どもたちへの支援

子どもを見守る体制や子どもの居場所づくり、子どもの自立支援等により、子どもたちの健やかな成長を支え、子どもたちが孤立しないように支援します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性	
③ 子どもたちへの支援				
1	要保護児童対策ネットワーク会議	子育て総合支援センター	要保護児童等の早期発見及び適切な支援を関係機関と連携し実施する。また、研修等を実施する。	継続
2	隣の子どもつながりプラン	学校教育課 教育センター	「隣の子どもつながりプラン」に基づき、全児童生徒の実態把握を行うとともに、アセスメントとプランニング、具体的な支援を行う。	継続
3	なわてふれあい教室	青少年育成課	放課後児童の健全育成事業、なわてふれあい教室において、非課税世帯への利用料の減免制度実施する。	継続
4	ひきこもり支援	青少年育成課	子ども・若者（概ね 39 歳まで）とその家族を対象とし、専門職によるひきこもり相談を行う。	継続
5	子ども食堂への支援	子ども政策課 福祉政策課	福祉基金助成金や情報提供、周知等の支援を行う。	継続
6	子どもの生活・学習支援事業	子ども支援課 福祉政策課 学校教育課	ひとり親家庭の児童が抱える、精神面や経済面等の特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、相談機関やボランティア等による基本的な生活習慣の習得支援、学習支援の実施について検討する。（令和 2（2020）年度目標）	新規

## 2 子どもの権利擁護推進

### ④保護者への支援

すべての子育て世帯が孤立することなく子どもを養育できるよう、さまざまな機会を通じて、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努めるとともに、相談への対応や情報提供を行います。

事業名	担当課等	事業内容	方向性	
④ 保護者への支援				
1	ママほっと相談（妊産婦面談）	保健センター	助産師等の専門職が妊娠届時など産前・産後に相談支援を実施する。	継続
2	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健センター	民生委員・児童委員協働で、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を実施する。	継続
3	子育て相談	子育て総合支援センター	子育て相談育児を実施する。	継続
4	虐待相談	子育て総合支援センター	市民や関係機関からの虐待通告の対応や相談を実施する。	継続
5	養育支援訪問事業	子育て総合支援センター	養育者の育児負担軽減や、児童虐待未然予防を図るため、子育て支援員を派遣し家庭訪問等による育児相談や支援等を実施する。	継続
6	子育て支援事業（子育てぼけっと、つどいの広場、おやこ教室）	子育て総合支援センター 公立認定こども園 公立保育所	子育てぼけっと、つどいの広場、おやこ教室などの子育て支援事業を実施する。	継続
7	子ども家庭総合支援拠点の整備	子育て総合支援センター	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を整備する。（令和4（2022）年度目標）	新規
8	人権なんでも相談	人権・市民相談課	人権協会相談員が、子育てなどに関する相談について対応する。	継続
9	女性相談	人権・市民相談課	女性カウンセラーが子育てなどに関する相談について対応する。	継続
10	法律相談	人権・市民相談課	弁護士が、子育てなどに関する相談について法的分野において対応する。	継続
11	いきいき親子運動会	青少年育成課	幼稚園入園前の子どもとその保護者を対象に開催し、元気に運動する機会を提供するとともに、同年代の子どもを持つ親の交流を図る。	継続
12	民生委員・児童委員・主任児童委員による活動	福祉政策課	社会福祉に関する活動を行う者として、地域で暮らす市民が自立して暮らすための支援を行う。特に、制度の狭間や複数の困難を抱える人を早期に発見し、相談・支援へと繋ぐなど、地域に密着した身近な地域福祉の推進活動を担う。	継続

事業名	担当課等	事業内容	方向性
13 ひとり親家庭等自立支援相談	子ども支援課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の就業、生活全般について相談に応じながら、それぞれの状況に応じた支援策等の情報提供、関係機関との連携につなげ、自立にむけた相談支援を実施する。	継続
14 ひとり親家庭等面談（児童扶養手当新規認定及び現況届・ひとり親家庭医療更新時など）	子ども支援課	児童扶養手当の新規認定及び現況届、ひとり親家庭医療費助成の更新時の面談などの機会を活用して、対象者の生活状況や悩みを聞き取り、情報提供、関係機関との連携につなげ、対象者の状況に応じた支援を実施する。	継続
15 ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども支援課	ひとり親家庭等が疾病等の事由により、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を実施する。	継続
16 母子生活支援施設への入所	子ども支援課	18歳未満の子どもを養育している母親が、配偶者からのDVや心身の不調、経済的な事情等により、養育困難な場合に母子生活支援施設に保護し、自立に向けた支援を実施する。	継続
17 ひとり親家庭等生活支援事業	子ども支援課	問題を抱えるひとり親家庭等に対し、訪問や手続きの同行支援、見守り支援の実施について検討する。（令和2（2020）年度目標）	新規

⑤安心して子育てできる環境整備

子育て家庭が安心して子育てできるように、保育の確保や子育て支援サービスの充実等を図ります。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
⑤ 安心して子育てできる環境整備			
1 なわてファミリー・サポート・センター事業 なわてファミリー・サポート・センター利用促進事業	子育て総合支援センター	仕事と子育ての両立を支援するために、子育てのサポートが必要な人とサポートができる人が会員となり相互の扶助活動を行う地域で子育てを助け合う有償ボランティア活動の支援を実施する。また、ひとり親の利用を促進し、保護者の就労等に対する支援、育児負担の軽減及び経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成する。	継続
2 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	子育て総合支援センター	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う。	継続
3 保育の実施	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所 (園)	認定こども園、保育所等において保育を実施する。	継続
4 延長保育、一時預かり、病児保育等の実施	子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所 (園)	認定こども園、保育所等において、延長保育、一時預かり、病児保育等を実施する。	継続
5 待機児童の解消	子ども政策課	待機児童の解消に向けた対策を実施するとともに、新たな方策を検討する。	継続
6 民間賃貸住宅等の活用促進	魅力創造室 相談業務所管課	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度及び大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の周知・啓発に取り組み、民間賃貸住宅の登録及び住宅確保要配慮者の入居を促進する。	新規
7 府営住宅の募集情報の提供	魅力創造室 相談業務所管課	府営住宅(福祉世帯向け)の募集に係る情報収集及び情報提供を実施する。	継続

## ⑥健康づくり支援

子どもの発達、成長に応じた心身の健康の保持、増進に対する支援や、妊娠から出産、育児、子育てに至るまでの相談体制の充実を図り、切れ目のない支援につなげます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性	
⑥ 健康づくり支援				
1	ネウボラなわて（子育て世代包括支援）	保健センター 子育て総合支援センター	保健センターと子育て総合支援センターが拠点となり、妊娠期から小学校入学前までの親子の支援を一体的に行う。	継続
2	子どもの食育	保健センター 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	栄養バランスのよい食事や共食の促進を啓発する。	継続
3	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健診	保健センター	乳幼児の成長や発達を把握し適切な保健支援を実施する。	継続
4	育児・栄養相談	保健センター	乳幼児の栄養相談及び育児相談を実施する。	継続

## 3 親子の健康確保と増進

## (1) 子どもや母親の健康確保

妊娠・出産期から切れ目なく、新生児期および乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるよう、妊婦健康診査、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、相談、訪問指導および事後フォローの充実を図り、疾病や障がいの早期発見に努めます。

また、妊婦健康診査・乳幼児健診等の母子保健における健康診査、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業等の訪問等の充実を図りながら、相談・健康教育等につなげ、母子保健事業の一連の流れの中で子育て支援の充実を図っていきます。

さらに、これらの取組みを通じて必要な支援に結びつくよう関係機関との連携のさらなる強化を図ります。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 子どもや母親の健康の確保			
1 妊婦健康診査補助金の増額	保健センター	妊婦健診に対する補助金を増額し経済的支援を実施する。	継続
2 妊産婦に対する歯科健康診査の実施	保健センター	妊産婦に対する歯科健康診査を実施する。	継続
3 ママほっと相談（妊産婦面談）	保健センター	助産師等の専門職が妊娠届時など産前・産後に相談支援を実施する。	継続
4 産後ケア事業実施に向けた検討	保健センター	産婦人科と連携し、本市の実情に合わせた事業の検討を行う。（令和2（2020）年度目標）	新規
5 産前産後ヘルパーの派遣	子育て総合支援センター	妊娠中または出産後に体調不良などのために、家事や育児に支障があり、日中の支援者がいない妊産婦の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助する。	継続
6 電子母子手帳機能を備えた子育て支援アプリ	保健センター	大阪府健康アプリ「アスマイル」の導入を見据えて導入した子育て支援アプリの拡充を図る。	拡充
7 健康マイレージ制度	保健センター 保険年金課	毎日の健康活動でポイントが貯まる大阪府健康アプリ「アスマイル」の導入により、普及啓発を実施する。	継続
8 赤ちゃんふれあい教室	保健センター	赤ちゃんの発達の促進と情緒を安定させるため、親子のきずなを深め交流することを主旨にタッチケア教室を実施する。	継続
9 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	保健センター	民生委員・児童委員協働で、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を実施する。	継続
10 乳幼児健診の充実	保健センター	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診などを実施する。	継続

事業名	担当課等	事業内容	方向性
11 就学前健康相談の実施	保健センター	就学前健診既存事業と連動した就学前健康相談を実施する。 (令和3(2021)年度目標)	新規
12 家庭での事故防止の普及啓発	保健センター	家庭での事故防止について普及啓発を実施する。	継続
② 小児医療の充実			
1 予防的取組みの充実	保健センター	予防のための知識について普及啓発を実施する。	継続
2 小児医療に対する情報提供の充実	保健センター	新生児訪問、まめびよ教室、4か月児健診などで周知・啓発を実施する。	継続

### 産前産後ヘルパー派遣事業

子育て総合支援センターでは、妊娠中または出産後に体調不良等で、親族などの支援がなく、家事や育児を行うことに支障がある妊産婦の家庭に市と契約した事業所からヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助します。

#### <支援内容>

ご自宅で、日常生活に必要な簡単な家事や育児の補助について援助します。

- ・家事に関すること（食事の準備と後片付け、衣類の洗濯、居室の掃除と整理整頓、生活必需品の買い物など）
- ・育児に関すること（授乳介助、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備など）

#### <対象>

妊娠中、または出産後1か月未満の体調不良等で家事育児に支障のある妊産婦

### 3 親子の健康確保と増進

#### (2) 食育の推進

乳幼児期からの食生活は生涯を通じての健康づくりの基礎となるため、健康的で主体的な食習慣が形成できるよう健康相談・健康教育等様々な機会を通じて食育を推進します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 「食育」の推進			
1 乳児からの食育推進	保健センター	乳幼児健康診査や個別栄養相談により相談支援を実施し、離乳食講習会などで食育の啓発を実施する。	継続
2 乳幼児の食育	公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園）	栄養バランスの良い食事や共食の促進を啓発する。	継続
3 食育推進事業者への支援	産業振興課	食育推進につながる事業者への支援を実施する。	継続
4 地場産野菜の活用促進	保健センター 産業振興課	食育事業者と連携し、安心な地場産食材の提供を促進する。	継続
5 食に関するネットワークを活かした事業	保健センター	市民のつどいへの参加、食育媒体なわてレンジャー着ぐるみの貸し出しや、ぱくぱく通信の発刊を実施する。	継続
6 育児・栄養相談	保健センター	乳幼児の栄養相談及び育児相談を実施する。	継続
7 食育クッキング講座	保健センター	就学前幼児、小学生及びその保護者を対象に、伝統的な食文化やバランスの取れた食事作りを実施する。	継続

## 4 家庭と仕事の両立支援

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要性について啓発を推進し、定着を図るとともに、男女共同参画社会の実現をめざします。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① ワーク・ライフ・バランスの啓発			
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	人権・市民相談課	男女共同参画週間にイベントを行う。また男女共同参画事業として講演会や研修会等を実施する。	継続
2 男女共同参画推進計画の進捗管理	人権・市民相談課	男女共同参画推進計画について、男女共同参画審議会で進捗管理を実施する。	継続
3 男女平等に係る啓発	人権・市民相談課	男女川柳の募集や男女共同参画講座を通じた啓発を実施する。	継続

## 4 家庭と仕事の両立支援

### (2) 就業環境改善への働きかけ

特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを進めていきます。  
また、子育て中の親に対する就労支援を行います。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 就業環境改善への働きかけ			
1 事業主への啓発活動	産業振興課	商工会等の関係団体協力のもと、事業者に対し、チラシ等での周知を実施する。	継続
	人権・市民相談課	男女共同参画事業について事業所人権連絡会に後援協力を要請するとともに、各事業所、職員に周知を実施する。	継続
2 四條畷市特定事業主行動計画の周知	人事課	妊娠や出産をした職員等に対し、特別休暇等の取得促進を図るため、制度や取得方法の周知を行う。	継続
② 子育て中の親に対する再就職支援			
1 就労スキルアップ支援	産業振興課 福祉政策課	出産後の母親の就労支援や資格取得への支援等を実施する。	継続
2 保育付き再就職支援講座の開催	産業振興課	就労支援セミナーを開催し、就職支援を実施する。	継続

## 5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくり

## (1) 安心して外出できる環境の整備

子どもを事故から守るため、子どもの成長に応じ、交通安全に関する教育を実践するとともに、交通安全意識の向上を図っていきます。

また、妊産婦、乳幼児連れの人だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が安心して外出できる環境整備に努めます。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 安心して外出できる環境の整備			
1 通学路等の安全確保	建設課 学校教育課 教育総務課	通学路交通安全プログラムに基づき、道路整備や見守り等により、通学路の安全確保を行う。また、学校周辺における交通安全対策につなげるため、スクール・ゾーンの設定及び定着を積極的に推進する。	担当課所管計画に基づき実施
2 保育所等が行う散歩等の園外活動時における交通安全の確保	子ども政策課 建設課	園児が集団で散歩等をする際の交通安全確保策について検討・実施する。(令和2(2020)年度目標)	新規
3 交通安全教室の実施 (小学校・認定こども園・保育所)	建設課 子ども政策課 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所(園) 小中学校	警察による交通安全教室を実施する。運動場に設けた模擬道路を使って、交差点・横断歩道・踏切等での安全な歩行や自転車の乗り方(小学校のみ)を指導する。室内では、交通安全講話及びビデオ等により交通安全意識を高める。	継続
4 道路・公園などでの点字ブロック敷設・歩道の設置とフラット化	建設課	歩道整備を延長し、点字ブロックの敷設を実施する。	継続
5 公共施設・民間施設のバリアフリー化の推進	都市計画課	民間の店舗等の対象建築物において、高齢者や障がい者等に配慮した建築物となるよう、大阪府福祉のまちづくり条例などに基づき指導に努め、バリアフリー化を推進する。	継続

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力により、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、危機管理を強化します。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進			
1 犯罪など情報の共有化の推進	学校教育課 小中学校	安まちメール※の活用や各学校におけるメール配信サービスの活用を促進するとともに、関係部局との共有を行うなど連携を図る。	継続
2 子どもを対象とした防犯指導の実施	学校教育課 小中学校 公立・私立認定こども園 公立・私立保育所（園） 私立幼稚園 青少年育成課	保・幼・こ・小・中・ふれあい教室で不審者侵入を想定した訓練を実施する。	継続
3 地域の自主防犯体制の推進	学校教育課	地区の防犯委員等による地域見回り及び学校安全協議会による学校受付業務など、防犯活動を実施する。	継続
4 「こども 110 番の家」の設置促進	学校教育課	「こども 110 番」運動を推進する。	継続

※安まちメール

安まちメールは、ひったくりや、路上強盗、子供に対する声かけ等事案、通り魔などの「犯罪発生情報」とその被害を防止するための「防犯対策情報」を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。受信時間、知りたい情報の種別、知りたい地域を自由に設定できます。

### (3) 子育て世帯が暮らしやすい環境の確保

子育て世帯が安心して子どもと過ごせるように、受動喫煙を防止するため路上喫煙の全面禁煙を実施するほか、小さなお子さん連れを歓迎する親子で利用しやすい店舗の登録・周知を行います。

また、若い世代の住宅確保に向けて不動産業者や金融機関との連携を図ります。

事業名	担当課等	事業内容	方向性
① 子どもと過ごしやすい環境づくり			
1 受動喫煙防止条例の普及啓発	保健センター 生活環境課	公園などの公共的空間における喫煙ルールを定めた条例の普及啓発を実施する。	実施
2 地域や民間との連携による公園管理	建設課	公民連携による公園の維持管理手法を検討する。	基本方針に基づき実施
3 親子で利用しやすい店舗登録及び周知	子ども政策課	「ベビーカーのまま入店できる」、「子ども向けメニューがある」など、親子で利用しやすい店舗を登録し周知する。	継続
4 赤ちゃんの駅	子ども政策課	乳幼児を連れて保護者が、外出先で授乳やおむつ替えを気軽にできるよう、市内公共施設等に設置するとともに、市内で開催されるイベントに移動式赤ちゃんの駅を無料で貸し出す。	継続
② 若い世代の住宅確保にかかる支援			
1 不動産業者との連携	魅力創造室	不動産業者に市の魅力 PR チラシを配布してもらうなど、連携を行う。	継続
2 金融機関との連携	魅力創造室	住宅ローン借入れ金利の優遇など、連携を行う。	継続
③ まちがにぎわう仕掛けづくり			
1 協働イベントの実施	イベント主催 主担課	協働イベントを実施する。	継続

#### 大阪府内初！路上喫煙全面禁止「受動喫煙防止条例」の制定

平成 30（2018）年 12 月に、大阪府内で初めて、加熱式（蒸気式）タバコも含め、路上などの公共的空間での喫煙を規制する受動喫煙防止条例を制定しました。受動喫煙防止対策を講じた市内の事業者には、「受動喫煙防止宣言事業者」として、店頭等で表示できる認定ステッカーを発行し、子育て世代の利用を促します。



---

## 第5章 事業計画

---

### 1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容の設定にあたって

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、需要動向の把握や施設整備などを円滑に進めるためには、区域としてある程度広い範囲を考慮していくことが望ましいこと、また今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整が求められることから、本市では、教育・保育提供区域について、市全域を1区域としてとらえます。

#### (2) 量の見込みの算出と確保の内容の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、令和2（2020）年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30（2018）年12月に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みと確保の内容を設定しています。

## 2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容

単位（人）

				令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)		
児童数推計（参考）		3～5歳		1,264	1,251	1,208	1,161	1,140		
		1・2歳		800	784	766	760	752		
		0歳		369	368	365	363	359		
		合計		2,433	2,403	2,339	2,284	2,251		
量の見込み		教育事業	1号	3歳以上 教育希望	447	440	425	408	401	
			2号	3歳以上 保育が必要	教育希望 が強い	142	139	134	129	127
			1号・2号 教育事業希望合計		589	579	559	537	528	
		保育事業	2号	3歳以上 保育が必要	656	645	624	599	587	
			3号	1・2歳 保育が必要	419	412	402	398	395	
				0歳 保育が必要	117	117	116	116	113	
教育事業	確保の内容 (幼稚園)		1号	3歳以上 教育希望	320	320	320	320	320	
			2号	3歳以上 保育が必要						教育希望 が強い
	確保の内容 (認定こども園)		1号	3歳以上 教育希望	412	412	412	412	412	
			2号	3歳以上 保育が必要						教育希望 が強い
	確保の内容 (提供量合計)		1号	3歳以上 教育希望	732	732	732	732	732	
			2号	3歳以上 保育が必要						教育希望 が強い
保育事業	確保の内容 (保育所・認定こども園)		2号	3歳以上 保育が必要	690	690	690	690	690	
			3号	1・2歳 保育が必要	330	330	330	330	330	
				0歳 保育が必要	108	108	108	108	108	
	確保の内容 (地域型保育)		3号	1・2歳 保育が必要	44	44	44	44	44	
				0歳 保育が必要	12	12	12	12	12	
	確保の内容 (提供量合計)		2号	3歳以上 保育が必要	690	690	690	690	690	
			3号	1・2歳 保育が必要	374	374	374	374	374	
				0歳 保育が必要	120	120	120	120	120	
提供量合計 — 量の見込み		教育事業	1号	3歳以上 教育希望	143	153	173	195	204	
			2号	3歳以上 保育が必要						教育希望 が強い
		保育事業	2号	3歳以上 保育が必要	34	45	66	91	103	
			3号	1・2歳 保育が必要	▲45	▲38	▲28	▲24	▲21	
				0歳 保育が必要	3	3	4	4	7	

＜令和 2（2020）年度＞	
忍ヶ丘愛育園	2号定員 14人増、3号定員 1人増（小規模保育事業との連携）
暁すずらん保育園	1号定員 9人増、2号定員 9人減（認定こども園に移行）
四條暁すみれ保育園	1号定員 8人減、2号定員 35人減、3号定員 3人増 ※定員 0・1・2・3歳 各1人増、4・5歳 定員 0人 （建替えに伴い、0～3歳までの児童を対象とする施設に変更）
なわてすみれ園	1号定員 13人増、2号定員 36人増 ※定員 4歳 25人増、5歳 24人増 （同法人の四條暁すみれ保育園の4・5歳の受入れ）

### 【今後の方向性】

1・2歳において、量の見込みに対する不足が見られるものの、0歳及び3歳以上においては、量の見込みを確保できる予定です。

現在、定員を超えた弾力運用の実施や、事業計画の対象外である企業主導型保育事業において、1・2歳で22人、0歳で8人の地域枠があることなどを鑑み、特定教育・保育施設と連携を図りながら、今後、状況の変化に伴い、定員数の見直しの検討や、保育需要が著しく増加する場合などに、地域型保育事業などの必要性について、その都度、対応を検討していきます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

#### (1) 時間外保育事業（延長保育）

##### 【今後の方向性】

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、時間外保育は全園で提供体制が整っており、引き続き、希望に対応していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	686人	676人	658人	643人	633人
提供量(確保の内容)	1,194人	1,194人	1,194人	1,194人	1,194人
実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提供量－量の見込み	508人	518人	536人	551人	561人

#### (2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

##### 【今後の方向性】

全ての幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施しており、引き続き、希望に対応していきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(1号認定による利用)	6,060人日	5,968人日	5,759人日	5,539人日	5,432人日
量の見込み(2号認定による利用)	9,602人日	9,447人日	9,122人日	8,772人日	8,597人日
量の見込み(合計)	15,662人日	15,415人日	14,881人日	14,311人日	14,029人日
提供量(確保の内容)	173,520人日	173,520人日	173,520人日	173,520人日	173,520人日
実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
提供量－量の見込み	157,858人日	158,105人日	158,639人日	159,209人日	159,491人日

### (3) 保育所等における一時預かり事業

#### 【今後の方向性】

一部提供量に不足が見られるものの、平成 30（2018）年度の利用実績が延べ 2,233 人であることを鑑みると、対応可能と思われれます。

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み	14,677 人日	14,463 人日	14,206 人日	14,100 人日	13,941 人日
提供量(確保の内容)	14,400 人日				
実施箇所数	10 箇所				
提供量－量の見込み	▲277 人日	▲63 人日	194 人日	300 人日	459 人日

### (4) 病児・病後児保育事業

#### 【今後の方向性】

平成 31（2019）年 4 月から、病児保育室において、利用時間の延長と利用料の値下げが実施され、利便性の向上が図られました。また、令和元（2019）年度に企業主導型保育事業において新たに病児・病後児保育事業が開始されました。

(事業計画には特定教育・保育施設を反映しています。)

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

		令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み(就学前)		1,692 人日	1,664 人日	1,620 人日	1,582 人日	1,558 人日
提供量 (確保の 内容)	【病児】	1,000 人日 (1 箇所)				
	【病後児】	0 人日 (0 箇所)				
	【体調不良児】	1,000 人日 (6 箇所)				
提供量(合計)		2,000 人日				
提供量－量の見込み		308 人日	336 人日	380 人日	418 人日	442 人日

## (5) ファミリー・サポート・センター事業

### 【今後の方向性】

必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう援助会員の確保に努めます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(就学児)	272人日	264人日	255人日	251人日	244人日
提供量(就学児)(確保の内容)	357人日	357人日	357人日	357人日	357人日
提供量－量の見込み	85人日	93人日	102人日	106人日	113人日

※量の見込みの算出は、就学児を対象に算定しています。

なお、「なわてファミリー・サポート・センター」では、生後2か月～小学6年生までの子どもを対象に事業を行っています。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【今後の方向性】

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	87人日	86人日	84人日	82人日	81人日
提供量(確保の内容)	87人日	86人日	84人日	82人日	81人日
実施箇所数	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
提供量－量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※量の見込みの算出は、ショートステイを対象に算定しています。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【今後の方向性】

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。地域子育て支援拠点（つどいの広場）に加え、公立保育所等における子育て支援の取組みについても周知を図っていきます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1,392人回	1,373人回	1,349人回	1,338人回	1,323人回
提供量（確保の内容）	1,800人回	1,800人回	1,800人回	1,800人回	1,800人回
実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
提供量－量の見込み	408人回	427人回	451人回	462人回	477人回

## (8) 放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業）

### 【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業は、令和2（2020）年3月末の四條畷東小学校の廃校に伴い、東ふれあい教室も廃止し、統合先の四條畷小学校にある四條畷ふれあい教室の定員を80人から120人に増設を行います。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	636人	617人	592人	580人	566人
提供量（確保の内容）	600人	600人	600人	600人	600人
実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
提供量－量の見込み	▲36人	▲17人	8人	20人	34人

## (9) 妊婦健康診査

### 【今後の方向性】

妊婦健診にかかる自己負担の軽減を目的として、令和元（2019）年7月から妊婦健康診査の増額を実施しました。今後とも国の動向を注視していくとともに、利用を啓発していきます。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	実人数	369人	368人	365人	363人	359人
	延べ人数	5,166人	5,152人	5,110人	5,082人	5,026人
	健診回数	14回	14回	14回	14回	14回
提供量 (確保の内容)	実人数	369人	368人	365人	363人	359人
	延べ人数	5,166人	5,152人	5,110人	5,082人	5,026人
	健診回数	14回	14回	14回	14回	14回
提供量－ 量の見込み	実人数	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	0人	0人	0人	0人	0人

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 【今後の方向性】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握を行うとともに、4か月健診までに民生委員・児童委員・主任児童委員も訪問を行い、地域の子育て情報の提供を行います。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	369人	368人	365人	363人	359人
提供量（確保の内容）	369人	368人	365人	363人	359人
提供量－量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人

## (11) 養育支援訪問事業等

### 【今後の方向性】

養育支援が必要な家庭に対応できるよう、保健センター等と連携して支援を行います。また、必要に応じ産前産後ヘルパー事業等も活用し支援を強化します。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	14件	14件	14件	14件	14件
提供量（確保の内容）	14件	14件	14件	14件	14件
提供量－量の見込み	0件	0件	0件	0件	0件

## (12) 利用者支援事業

### 【今後の方向性】

基本型の子育て総合支援センターと母子保健型の保健センターを拠点とした利用者支援事業を推進するとともに、関係機関との連携を図り、身近な場所での相談や情報提供を行います。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
基本型	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	提供量（確保の内容）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	提供量－量の見込み	0	0	0	0	0
母子 保健型	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	提供量（確保の内容）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	提供量－量の見込み	0	0	0	0	0

## 4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等の有無やその変化等に関わらず、教育・保育を一体的に行う施設で、教育・保育のニーズに応えることができるとともに、多様な生活環境の子どもたちが一緒に過ごすことで、子どもたちの視野が広がることを期待できます。

本市では、平成 29（2017）年度に公立の四條畷あおぞら幼稚園と忍ヶ丘保育所を統合し、幼保連携型認定こども園の忍ヶ丘あおぞらこども園に移行しました。私立の教育・保育施設においても、認定こども園への移行が進み、令和 2（2020）年度には、公立・私立を合わせて 7 園となる予定です。今後も、認定こども園の移行にあたっては、適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。

### (2) 質の高い教育・保育の提供

0 歳から就学前の乳幼児期は、子ども自身の成長が最も著しく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期であることを踏まえ、平成 29 年 3 月に 0 歳児から小学生、さらには中学生までの子どもの一貫性、連続性のある発達を見通した教育を計画的、効果的に推進するための行動計画となる「四條畷市乳幼児教育保育アクションプラン」を策定し、取組みを進めています。

一体的な質の高い教育・保育の提供をめざし、保育職員の資質や専門性の向上等を図るため、公立、私立を問わず、就学前施設の保育士、保育教諭、並びに学校関係者等を対象に、協働で研修を企画し実施する「ステップアップ研修」を行います。

また、幼児教育アドバイザーを活用し、幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえ、園所における研修内容を深めるとともに、保育職員の育成に努めます。

加えて、幼児教育において育みたい資質・能力、自主性・主体性、コミュニケーション力、自己肯定感・自尊感情を育むために、保育者が子どもの関心や好奇心を見つけ、子どもとともに考え、話し合い、様々な活動に発展させる「プロジェクト型保育」をはじめ、発達に即して主体的で対話的な深い学びに向かう保育等を推進します。公立の認定こども園、保育所において、公開保育を実施してい

るほか、平成 30（2018）年 5 月に四條畷学園短期大学と乳幼児教育・保育分野での連携に関する協定を締結し、教員から助言・指導を受けるなど、教育・保育の質の向上や保育人材の育成に取り組んでいます。

今後も、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の育成に努め、質の向上を図るとともに、国の補助制度等の活用や市独自の取組みなどにより、人材の確保に努めていきます。

### （3）地域子ども・子育て支援事業の提供

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭など、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

### （4）保幼小中連携の取組みの推進

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校において、小学校の行事への参加や就学前施設の訪問など、園児と児童の交流を積極的に行い、園児、児童の豊かな社会性を育むとともに、小学校への円滑な移行、接続を図っています。

また、0 歳から中学生までの子どもの発達や学びの連続性を見据え、就学前施設と小中学校の教職員等が、保育や教育内容について相互理解を深め、スムーズな接続に向けた取組みを推進するため、就学前施設、小中学校に交流連携の窓口となる担当職員を配置し、「保幼小中連携担当職員研修」を実施し、子どもの様子等についての情報共有や、互いの取組みや交流活動等についての情報交換、公開交流による研究などを行っています。

引き続き、就学前施設と小中学校の連携・交流を推進していきます。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、認定こども園等の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行うことが重要です。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、認定こども園等の預かり保育利用料について、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを年4回の償還払いとすることを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ大阪府による立入調査等に同行するなど、大阪府との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

---

## 第6章 計画の推進体制

---

### 1 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議において子育て等に関する見解や方向性を検討したうえで、諮問機関である四條畷市子ども・子育て会議において諮っていくなど、子育て・子育ての支援施策などに対して、市民にわかりやすい施策の展開を進めていきます。

また、子どもの健やかな成長を図るためには、きめ細やかで総合的な支援体制が必要であるため、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、大阪府をはじめ、関係機関や関係部局等との連携を強化し、総合的、効果的に施策を推進します。

さらに、子どもや子育て家庭にかかわる、特定教育・保育施設等、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、さらには啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと、計画を推進していきます。

### 2 計画の進行管理

本計画では、子ども・子育て支援新制度に基づく、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた質の高い成育環境を保障する教育・保育事業と妊娠・出産期からの切れ目のない支援を保障する地域子ども・子育て支援事業について、具体的な目標事業量と確保の方策及び実施時期を設定しています。(第5章)

また、本計画に包含する「第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」においては、成果指標を設定しています。

これらの事業等は、庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議において具体的施策の進捗状況について把握、点検を行うとともに、四條畷市子ども・子育て会議において、施策の取組み状況について確認、評価を行い、年度ごとに事業の実施状況を公表するなど、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

## 参考資料

---

# 1 策定経過

年月日	項目	概要
平成 30 (2018) 年 8 月 9 日	平成 30 年度 第 1 回四條畷市 子ども・子育て会議	・平成 29 年度の主な施策の実績について 等
平成 30 (2018) 年 12 月 10 日～28 日	ニーズ調査の実施	・就学前児童の保護者 ・就学児童の保護者
平成 31 (2019) 年 3 月 1 日	平成 30 年度 第 2 回四條畷市 子ども・子育て会議	・平成 30 年度の主な施策の進捗状況について ・子ども・子育て支援事業計画（第 2 期計画） 策定に係るニーズ調査の報告について 等
令和元 (2019) 年 7 月 9 日	令和元年度 第 1 回四條畷市 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画策定方針及び策 定スケジュール案について ・ひとり親家庭へのアンケート調査について ・教育・保育の量の見込みについて 等
令和元 (2019) 年 8 月 1 日～30 日	ひとり親家庭等 アンケート調査の 実施	・児童扶養手当受給者現況届送付対象者 ・四條畷市母子寡婦福祉会会員
令和元 (2019) 年 9 月 24 日	令和元年度 第 2 回四條畷市 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画（たたき台）に ついて 等
令和元 (2019) 年 12 月 19 日	令和元年度 第 3 回四條畷市 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画（素案）について 等
令和 2 (2020) 年 1 月 15 日～2 月 14 日	意見公募手続 (パブリックコメント) の実施	
令和 2 (2020) 年 3 月	計画策定・公表	
令和 2 (2020) 年 3 月 5 日	令和元年度 第 4 回四條畷市 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の策定について 等

## 2 四條畷市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	所属等	氏 名
委員長	種智院大学人文学部	小寺 鐵也
副委員長	大阪人間科学大学人間科学部	柏原 栄子
委員	子どもの保護者	福地 一美
委員	子どもの保護者	服部 貴代恵 河原 佳美
委員	四條畷市子育てサロン・サークル	市林 朋代
委員	幼保連携型認定こども園 田原台ひまわりこども園	村出 薫 西岡 恵
委員	幼稚園型認定こども園 畷幼稚園	原 史臣
委員	四條畷市民間保育園連絡協議会	吉村 宏一 森本 和之
委員	連合大阪寝大畷地区協議会	市山 裕一 大艸 博之
委員	四條畷市民生委員・児童委員協議会	小林 由美子
委員	四條畷市母子寡婦福祉会	矢田 由美子 福井 節子
委員	四條畷市障がい者相談員	山田 千津子

### 3 四條畷市子ども・子育て会議条例

平成26年条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、四條畷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、条例3条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

---

## 4 四條畷市子ども・子育て会議規則

---

平成26年規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第1号）第4条の規定に基づき、四條畷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第9号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月

発行：四條畷市子ども未来部子ども政策課

所在地：〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121（代表）  
0743-71-0330（代表）

F A X : 072-879-2596